

# 公 務 災 害 の 現 況

～平成26年度認定分～

平成28年3月

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会



# 目 次

## 1 公務災害の認定状況

(1) 概 要	1
(2) 職員区分別	2
(3) 傷病区分別	4
(4) 「負傷」による公務災害の認定事由別	5
(5) 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別	5
(6) 団体種類別	6

## 2 公務上死亡災害の状況

(1) 概 要	7
(2) 団体種類別	8
(3) 職員区分別	9
(4) 年齢段階別	10
(5) 事故の型別	11
(6) 交通事故による公務上死亡災害の状況	12
(7) 公務上死亡災害の事例（平成26年度認定分）	13
(8) 公務上死亡災害の事例（事故の型別過去事例）	15

## 3 公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況

(1) 概 要	19
(2) 清掃業務員	20
(3) 医師・歯科医師	22
(4) 調理員	24
(5) 警察官	26
(6) 看護師	28

## 4 統計表

統計表目次	30
-------	----

## 5 分類項目区分

分類項目	43
------	----

## 凡 例

1 本文中の認定件数は、当該年度中に公務上災害として認定された件数をいい、被災職員1人につき同一災害に係るものを1件として計上した。

2 本文中の千人率は、対象職員千人当たりの認定件数をいい、10万人率は、対象職員10万人当たりの公務上死亡者数をいい、次の式により算出している。

$$\text{千人率(件)} = \text{認定件数} \div \text{対象職員数} \times 1,000$$

$$\text{10万人率(件)} = \text{認定件数} \div \text{対象職員数} \times 100,000$$

3 職員区分は、地方公務員災害補償基金定款別表第2の職員区分によるものであり、「義務教育学校職員」、「義務教育学校職員以外の教育職員」、「警察職員」、「消防職員」、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「清掃事業職員」、「船員」、及び「その他の職員」の9区分である。

この資料は、地方公務員災害補償基金で作成した「常勤地方公務員災害補償統計」及び「公務上死亡災害の発生状況」に関する調査結果を分析し、取りまとめたものである。

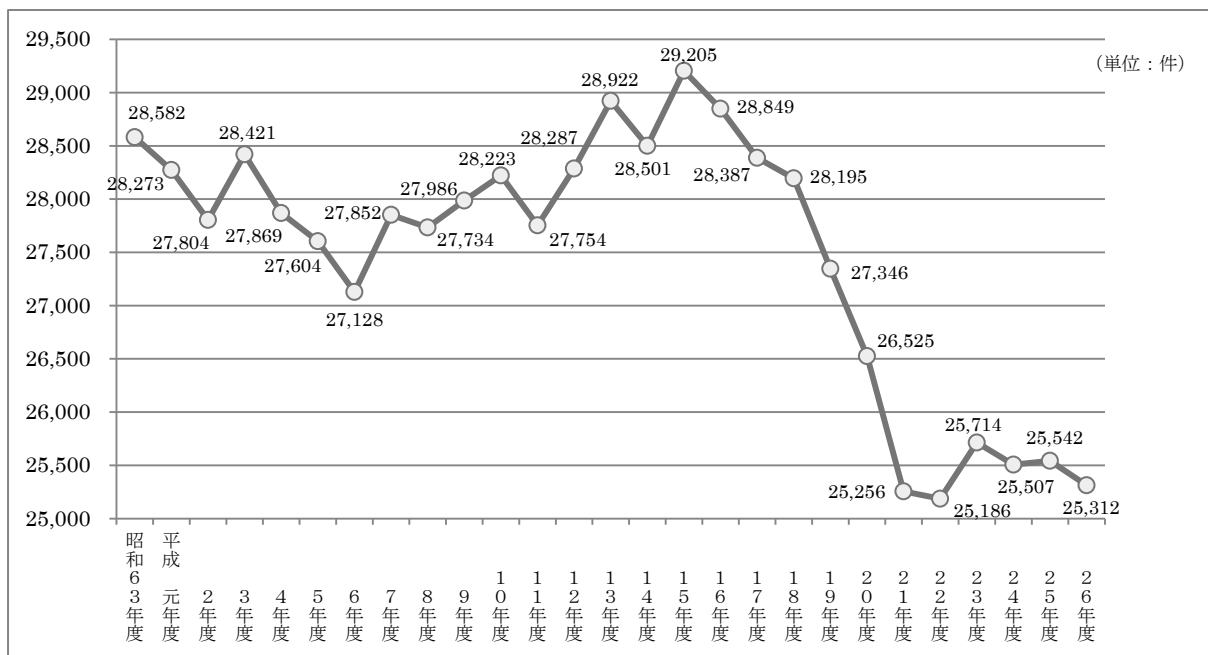
※ 各図表中における構成比の数値は、単位未満を四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

# 1 公務災害の認定状況

## (1) 概要 [統計表 第1表 参照]

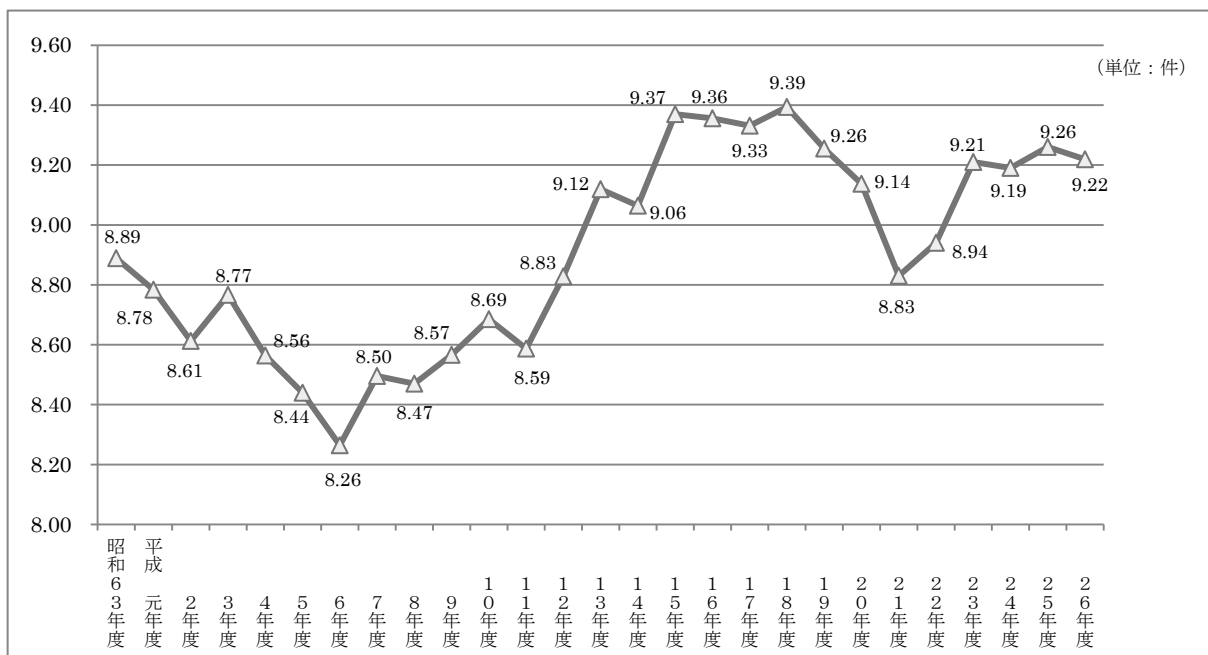
地方公務員災害補償基金が公務災害（通勤災害は含まない。以下同じ。）として認定した件数の推移をみると、昭和63年度から平成20年度までは26,000から29,000件台で推移してきたが、平成21年度以降は25,000件台で推移している。平成26年度は25,312件で前年度に比べ230件（0.9%）減少した。

図1 公務災害認定件数の推移



また、地方公務員数が毎年減少している状況を考慮して、職員千人当たりの公務災害認定件数でみると、平成26年度は9.22件で前年度に比べ0.04件（0.4%）減少した。

図2 公務災害認定件数（千人率）の推移



※千人率の基礎となる職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（教育長を含む）。

## (2) 職員区分別 【統計表 第2表 参照】

平成 26 年度の公務災害認定件数を地方公務員災害補償基金による 9 職種別の職員区分で見ると、「その他の職員」が 9,026 件で全体の 35.7%と最も多く、次いで「警察職員」の 5,639 件 (22.3%)、「義務教育学校職員」の 4,525 件 (17.9%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の 3,053 件 (12.1%) などの順となっている。

図3 職員区分別公務災害認定件数

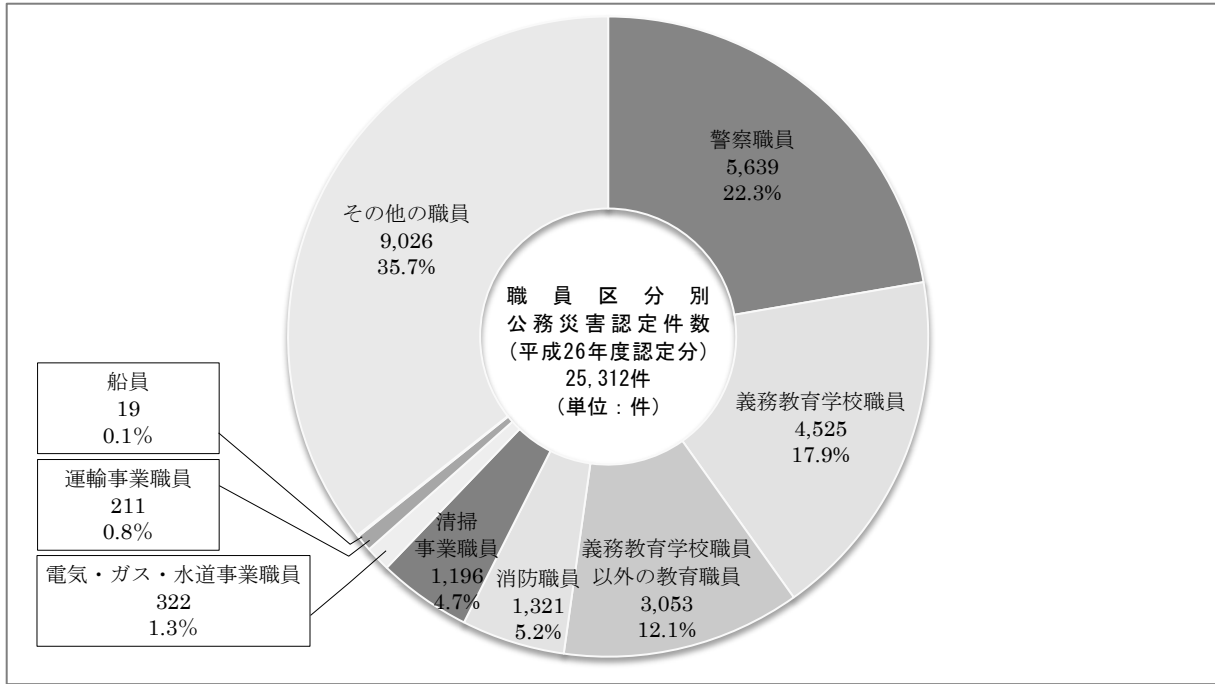
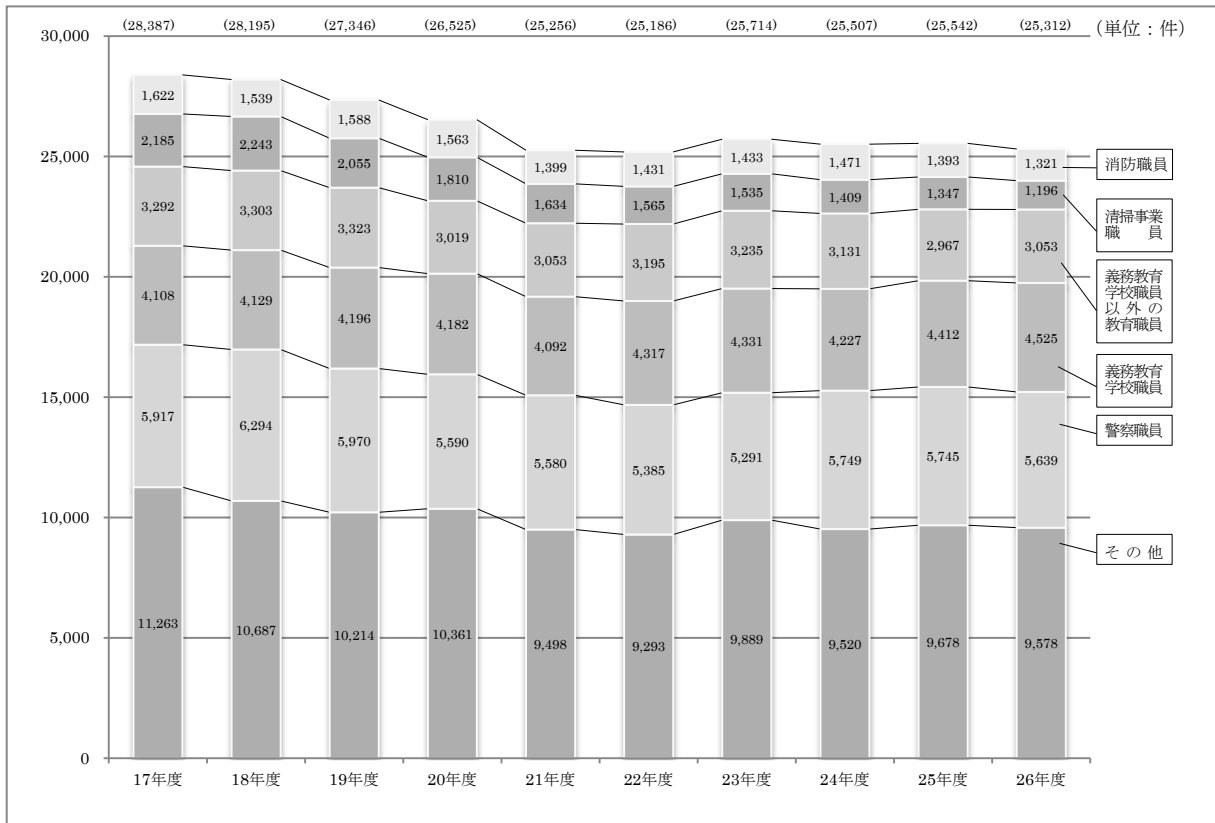


図4 職員区分別公務災害認定件数の推移

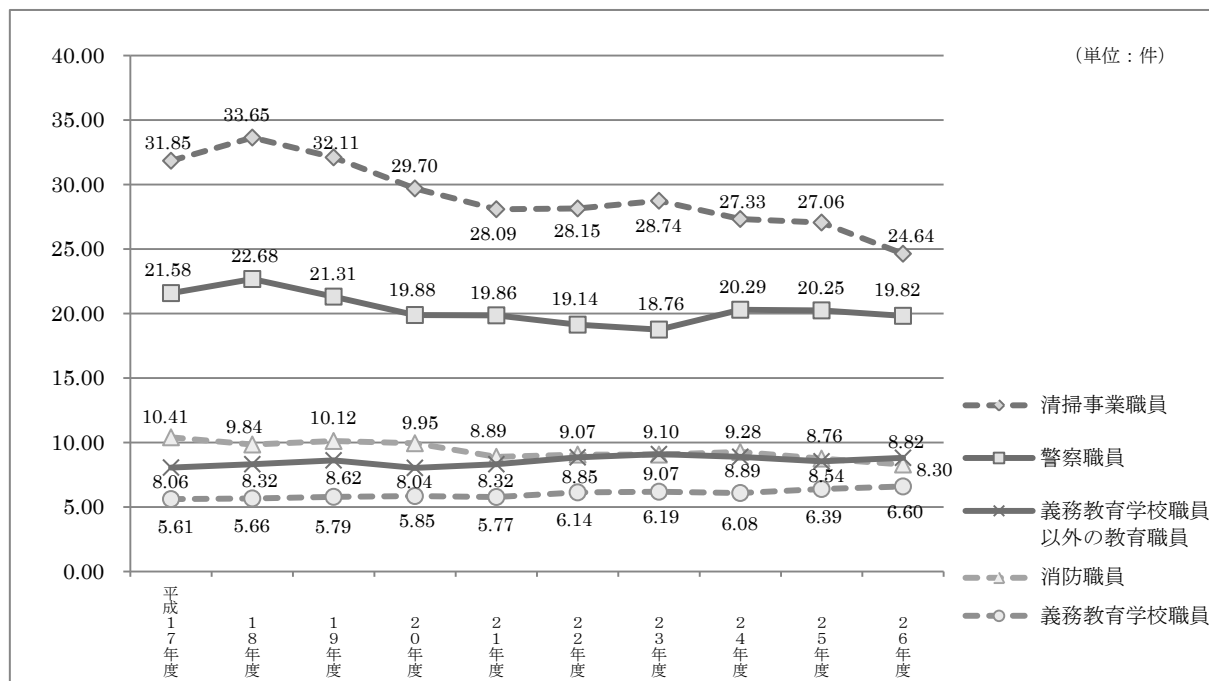


※「その他」…地方公務員災害補償基金定款別表第2の職員区分9区分のうち、「電気・ガス・水道事業職員」、「運輸事業職員」、「船員」及び「その他の職員」を合わせたもの。

また、職員区分別の千人率では、「清掃事業職員」が24.64件で最も高く、次いで「警察職員」の19.82件、「義務教育学校職員以外の教育職員」の8.82件などの順となっている。

前年度と比較して「義務教育学校職員以外の教育職員」及び「義務教育学校職員」で増加、「清掃事業職員」、「警察職員」及び「消防職員」で減少した。

図5 主な職員区分別公務災害千人率の推移



(注) 千人率の基礎となる職員数は、総務省「地方公務員給与の実態」及び同「地方公共団体定員管理調査結果」による。

表1 主な職員区分別千人率

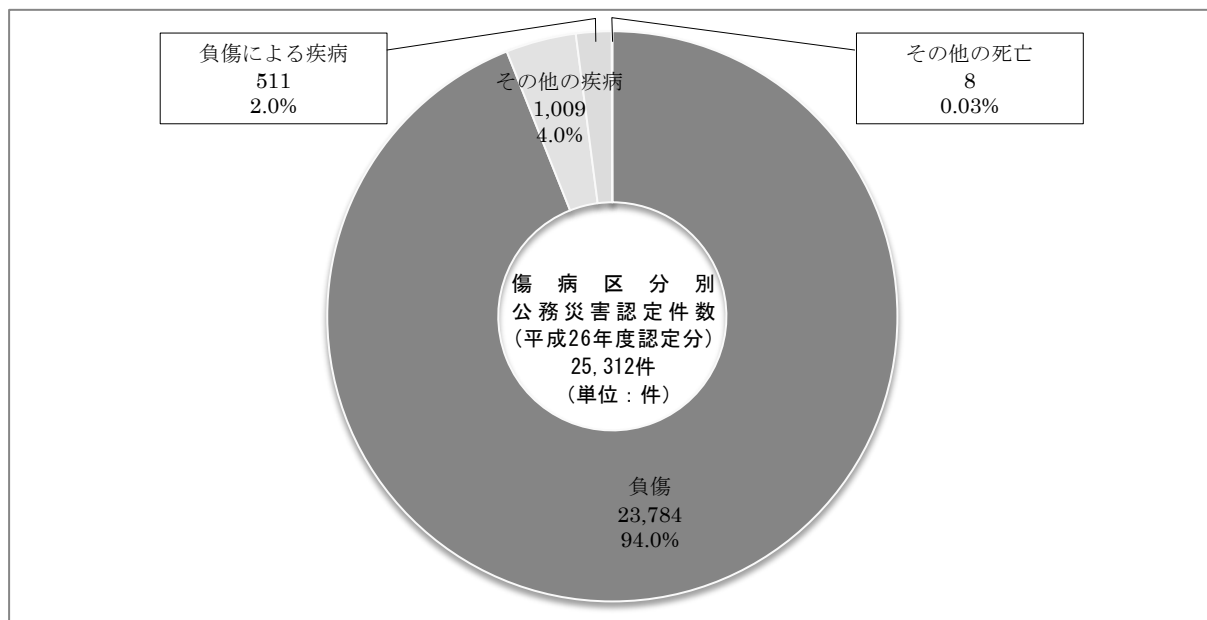
主な職員区分	対象職員数 (人)	公務災害件数 (件)	千人率 (件)
清掃事業職員	48,535	1,196	24.64
警察職員	284,443	5,639	19.82
義務教育学校職員以外の教育職員	346,125	3,053	8.82
消防職員	159,171	1,321	8.30
義務教育学校職員	686,053	4,525	6.60

(注) 対象職員数は、総務省「平成26年地方公共団体定員管理調査結果」による。

### (3) 傷病区分別 【統計表 第3表 参照】

平成26年度の公務災害認定件数を傷病区分別にみると、「負傷」が23,784件で全体の94.0%と最も多く、次いで「その他の疾病」1,009件(4.0%)、「負傷による疾病」511件(2.0%)、「その他の死亡」8件(0.03%)の順となっている。

図6 傷病区分別公務災害認定件数



※「その他の疾病」は、負傷による疾病を除く疾病をいい、「その他の死亡」は、負傷又は疾病によらない死亡をいう。

職員区分別でみると、「負傷」では、「その他の職員」を除くと「警察職員」が5,442件で負傷全体の22.9%と最も多く、次いで「義務教育学校職員」の4,399件(18.5%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の2,940件(12.4%)などの順となっている。

「負傷による疾病」では、「その他の職員」を除くと「義務教育学校職員」が78件で負傷による疾病全体の15.3%と最も多く、次いで「清掃事業職員」の74件(14.5%)、「警察職員」の55件(10.8%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他の職員」を除くと「警察職員」が140件でその他の疾病全体の13.9%と最も多く、次いで「消防職員」の130件(12.9%)、「清掃事業職員」の98件(9.7%)などの順となっている。

表2 傷病区分別・職員区分別公務災害認定件数

(件)

	義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計
負傷	4,399	2,940	5,442	1,149	291	194	1,024	17	8,328	23,784
負傷による疾病	78	50	55	39	14	11	74	1	189	511
その他の疾病	48	62	140	130	16	6	98	1	508	1,009
その他の死亡	-	1	2	3	1	-	-	-	1	8
合計	4,525	3,053	5,639	1,321	322	211	1,196	19	9,026	25,312

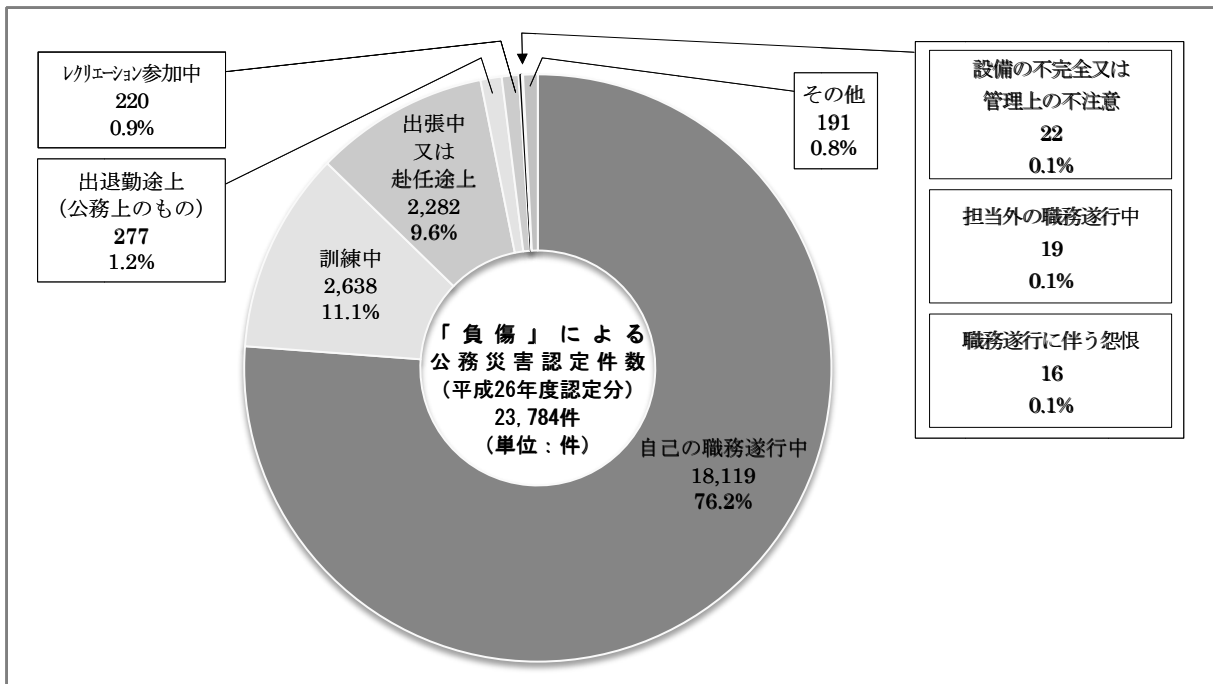


(4) 「負傷」による公務災害の認定事由別 [統計表 第3表 参照]

平成26年度の「負傷」による公務災害を認定事由別にみると、「自己の職務遂行中」が18,119件で負傷全体の76.2%を占め、次いで「訓練中」の2,638件(11.1%)、「出張中又は赴任途上」の2,282件(9.6%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の277件(1.2%)、「レクリエーション参加中」の220件(0.9%)などの順となっている。

なお、「訓練中」の99%は「警察職員」及び「消防職員」が占めている。

図7 「負傷」による公務災害認定件数



(5) 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別 [統計表 第3表 参照]

平成26年度の「その他の疾病」による公務災害を認定事由別にみると、「その他」を除くと「腰痛」が149件でその他の疾病全体の14.8%を占め、次いで「眼疾患」の125件(12.4%)、「呼吸器疾患」の121件(12.0%)などの順となっている。

表3 「その他の疾病」による公務災害の認定事由別件数 (件)

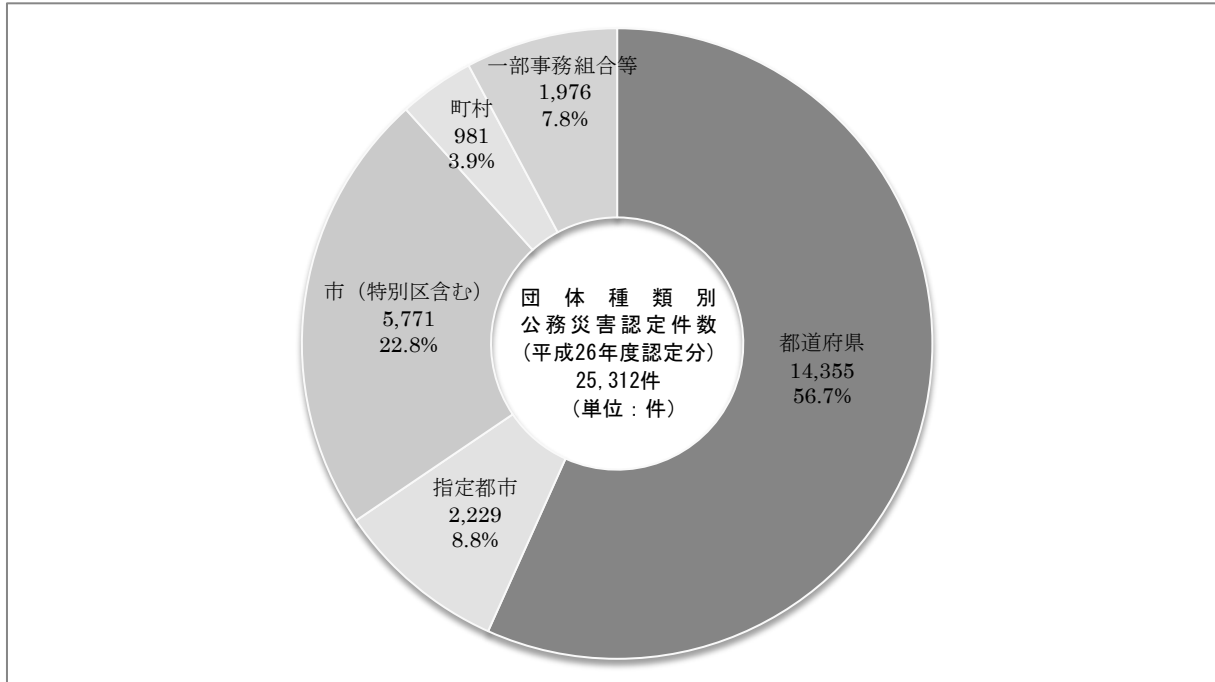
職業病	脳疾患	心疾患	精神疾患	呼吸器疾患	肝臓疾患	胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	食中毒	腰痛	頸肩腕症候群	皮膚病	眼疾患	耳疾患	鼻疾患	その他	その他の疾病計
18	13	6	23	121	39	8	1	149	3	69	125	19	-	415	1,009
1.8%	1.3%	0.6%	2.3%	12.0%	3.9%	0.8%	0.1%	14.8%	0.3%	6.8%	12.4%	1.9%	0.0%	41.1%	100.0%

上段：公務災害認定件数、下段：その他の疾病の認定事由別割合 (%)

## (6) 団体種類別

平成 26 年度の公務災害認定件数を団体種類別にみると、「都道府県」が 14,355 件で全体の 56.7%と最も多く、次いで「市（特別区含む）」の 5,771 件（22.8%）、「指定都市」の 2,229 件（8.8%）、「一部事務組合等」の 1,976 件（7.8%）、「町村」の 981 件（3.9%）の順となっている。

図 8 団体種類別公務災害認定件数



職員区分別でみると、「都道府県」では「警察職員」が 5,639 件で都道府県全体の 39.3%、「指定都市」では「その他の職員」が 927 件で指定都市全体の 41.6%、「市（特別区含む）」では「その他の職員」が 3,919 件で市（特別区含む）全体の 67.9%、「町村」では「その他の職員」が 805 件で町村全体の 82.1%、「一部事務組合等」では「その他の職員」が 1,258 件で一部事務組合等全体の 63.7%を占め、それぞれ最も多くなっている。

表 4 団体種類別・職員種類別公務災害認定件数

(件)

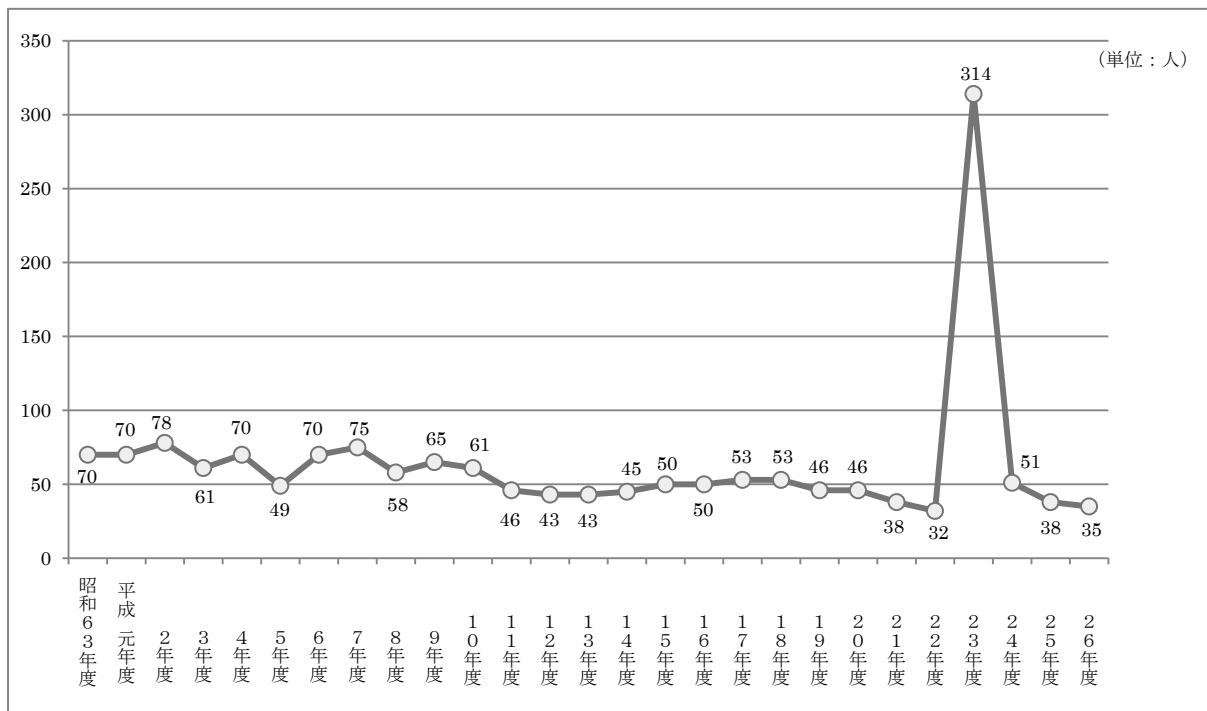
	義務教育 教 学 校 職 員	義務教育 学校職員 以外の 教育職員	警 察 職 員	消 防 職 員	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	運 輸 業 事 業 職 員	清 掃 業 事 業 職 員	船 員	そ の 他 の 職 員	合 計
都 道 府 県	4,525	1,915	5,639	68	35	44	-	12	2,117	14,355
指 定 都 市	-	291	-	284	86	153	488	-	927	2,229
市（特別区含む）	-	551	-	515	158	14	609	5	3,919	5,771
町 村	-	96	-	27	27	-	24	2	805	981
一 部 事 務 組 合 等	-	200	-	427	16	-	75	-	1,258	1,976
合 計	4,525	3,053	5,639	1,321	322	211	1,196	19	9,026	25,312

## 2 公務上死亡災害の状況

### (1) 概要

昭和 63 年度以降の公務上死亡者数は、平成 23 年度を除いて 30~70 人前後で推移しており、平成 26 年度の公務上死亡者数は 35 人で、前年度に比べ 3 人（7.9%）減少した。

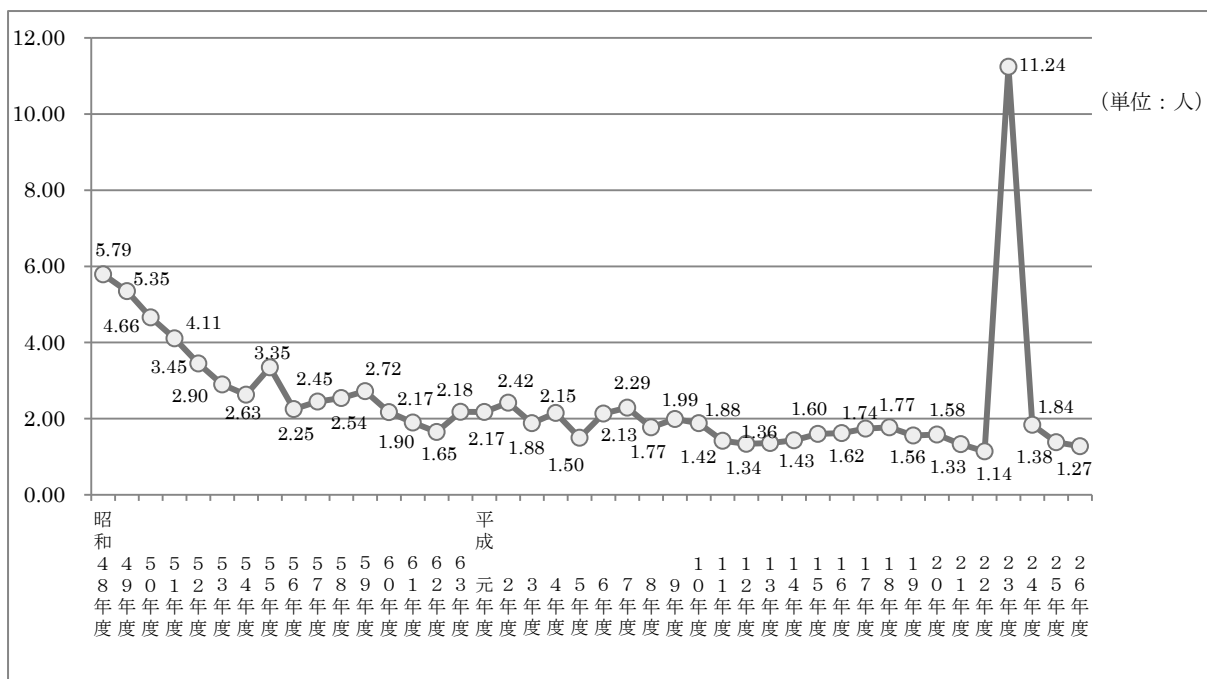
図9 公務上死亡者数の推移



(注) 平成 23 年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。

職員 10 万人当たりの公務災害死亡者数は昭和 48 年度には 5.79 人であったが年々減少を続け、平成 8 年度以降は、平成 23 年度を除いて 1 人台で推移している。

図10 公務上死亡者数10万人率の推移



## (2) 団体種類別 [統計表 第7表 参照]

平成 26 年度の公務上死亡者数を団体種類別にみると、「都道府県」の 16 人が公務上死亡者全体の 45.7%を占め、次いで、「市（特別区含む）」、「町村」及び「一部事務組合等」のそれぞれ 5 人（14.3%）などの順となっている。

図 1 1 団体種類別公務上死亡者数

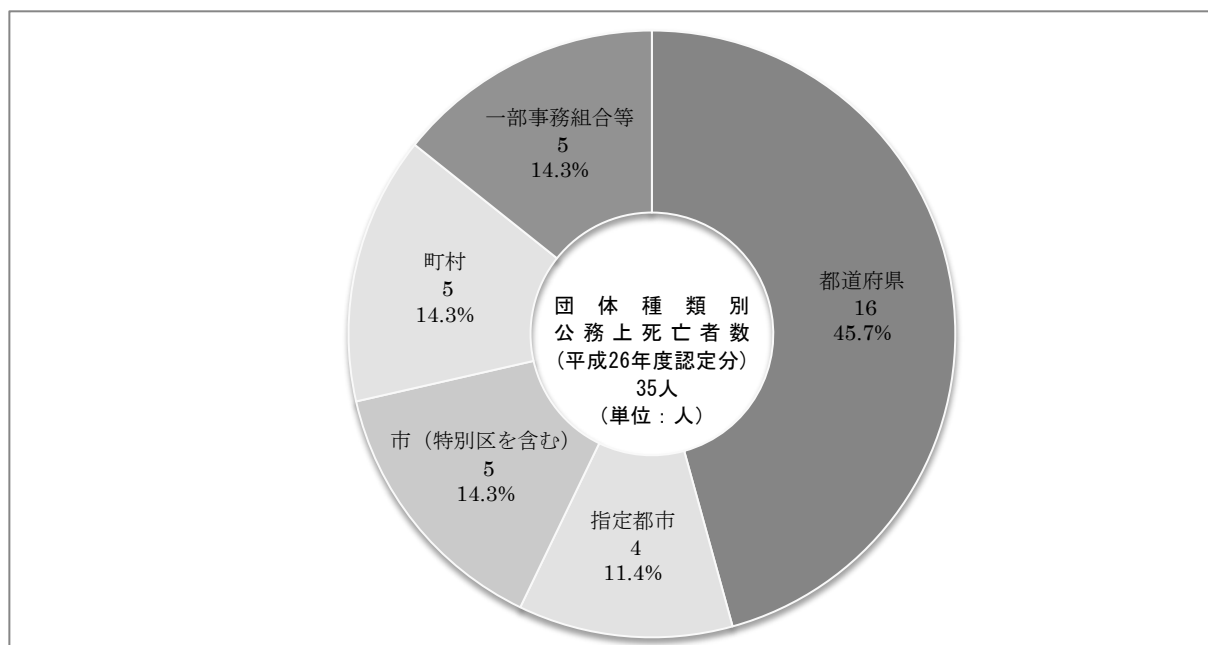
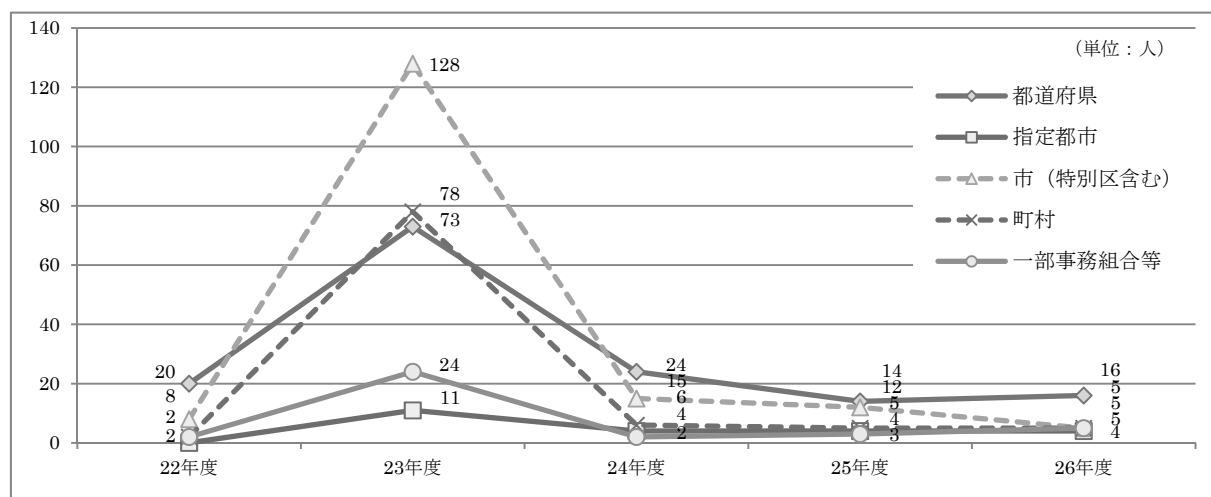


表 5 団体種類別公務上死亡者数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
都 道 府 県	20	73	24	14	16
指 定 都 市	-	11	4	4	4
市（特別区含む）	8	128	15	12	5
町 村	2	78	6	5	5
一 部 事 務 組 合 等	2	24	2	3	5
合 計	32	314	51	38	35

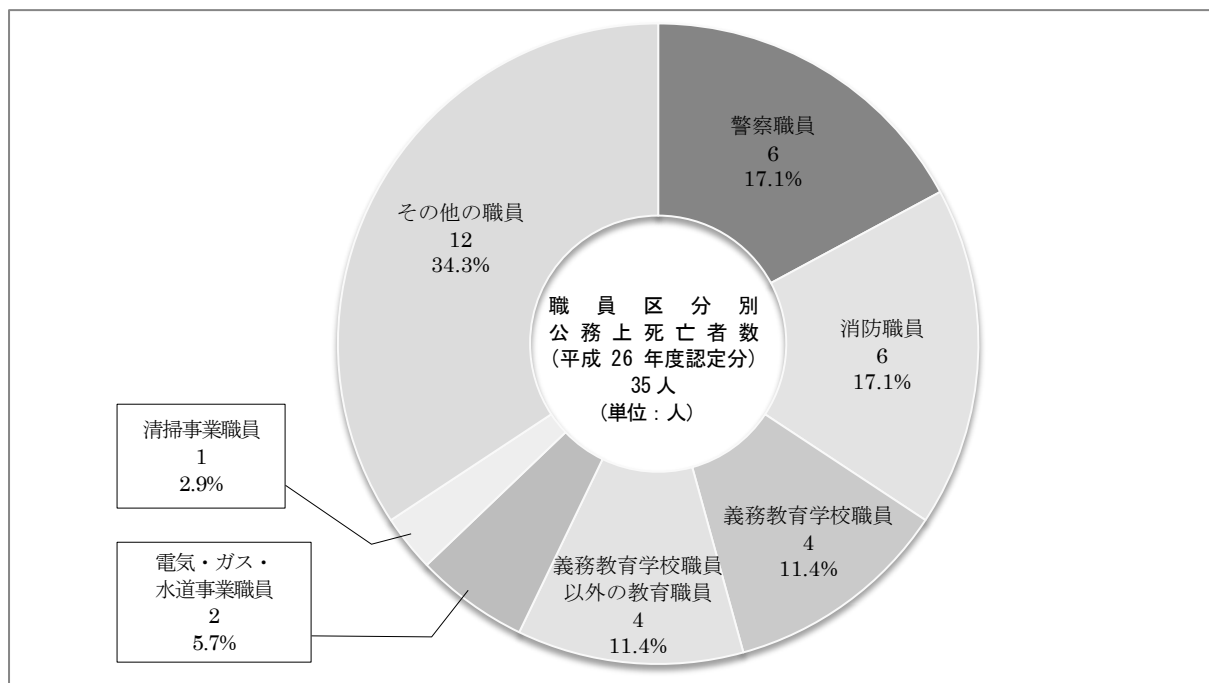
図 1 2 団体種類別公務上死亡者数の推移



### (3) 職員区分別 【統計表 第8表 参照】

平成26年度の公務上死亡者数を職員区分別にみると、「その他の職員」が12人で全体の34.3%を占め、次いで「警察職員」及び「消防職員」のそれぞれ6人(17.1%)、「義務教育学校職員」及び「義務教育学校職員以外の教育職員」のそれぞれ4人(11.4%)などの順となっている。

図13 職員区分別公務上死亡者数



また、過去5年間の合計でみると、「その他の職員」が261人で全体の55.5%を占め、次いで「警察職員」の63人(13.4%)、「消防職員」の50人(10.6%)、「義務教育学校職員以外の教育職員」の38人(8.1%)などの順となっている。

表6 職員区分別公務上死亡者数の推移

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	合計	構成比
義務教育学校職員	4	16	5	6	4	35	7.4%
義務教育学校職員以外の教育職員	3	24	5	2	4	38	8.1%
警察職員	6	37	9	5	6	63	13.4%
消防職員	3	30	5	6	6	50	10.6%
電気・ガス・水道事業職員	-	8	2	5	2	17	3.6%
運輸事業職員	-	1	-	-	-	1	0.2%
清掃事業職員	-	2	1	-	1	4	0.9%
船員	-	1	-	-	-	1	0.2%
その他の職員	16	195	24	14	12	261	55.5%
合計	32	314	51	38	35	470	100.0%

#### (4) 年齢段階別 【統計表 第9表 参照】

平成26年度の公務上死亡者数を年齢段階別にみると、「30～39歳」及び「50～59歳」の年齢層がそれぞれ12人で全体の34.3%を占め、次いで「20～29歳」の6人(17.1%)などの順となっている。

死亡原因を年齢別にみると、「負傷」による死亡では、「20～29歳」が3人で負傷による死亡全体の50.0%を占め、次いで「30～39歳」の2人(33.3%)、「50～59歳」の1人(16.7%)の順となっている。

「疾病」による死亡では、「50～59歳」の9人で疾病による死亡全体の40.9%を占め、次いで「30～39歳」の7人(31.8%)、「60歳以上」の4人(18.2%)などの順となっている。

「その他の死亡」では、「30～39歳」が3人でその他の死亡全体の42.9%を占め、次いで「20～29歳」及び「50～59歳」のそれぞれ2人(28.6%)の順となっている。

図14 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数

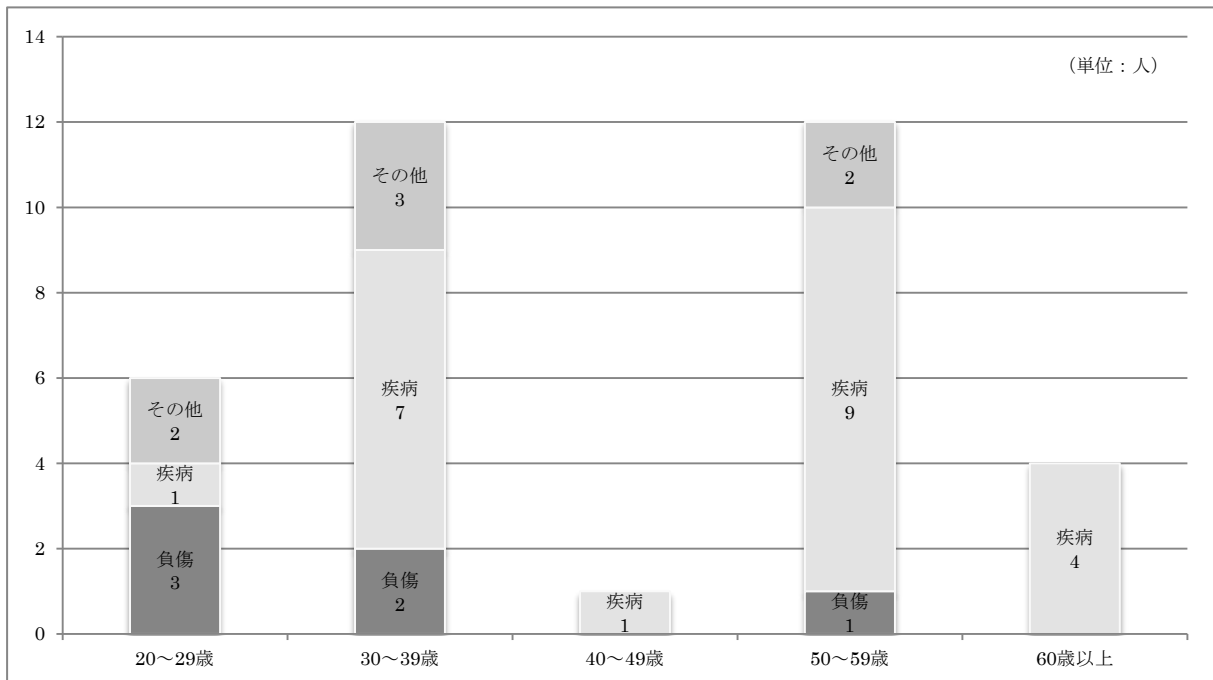


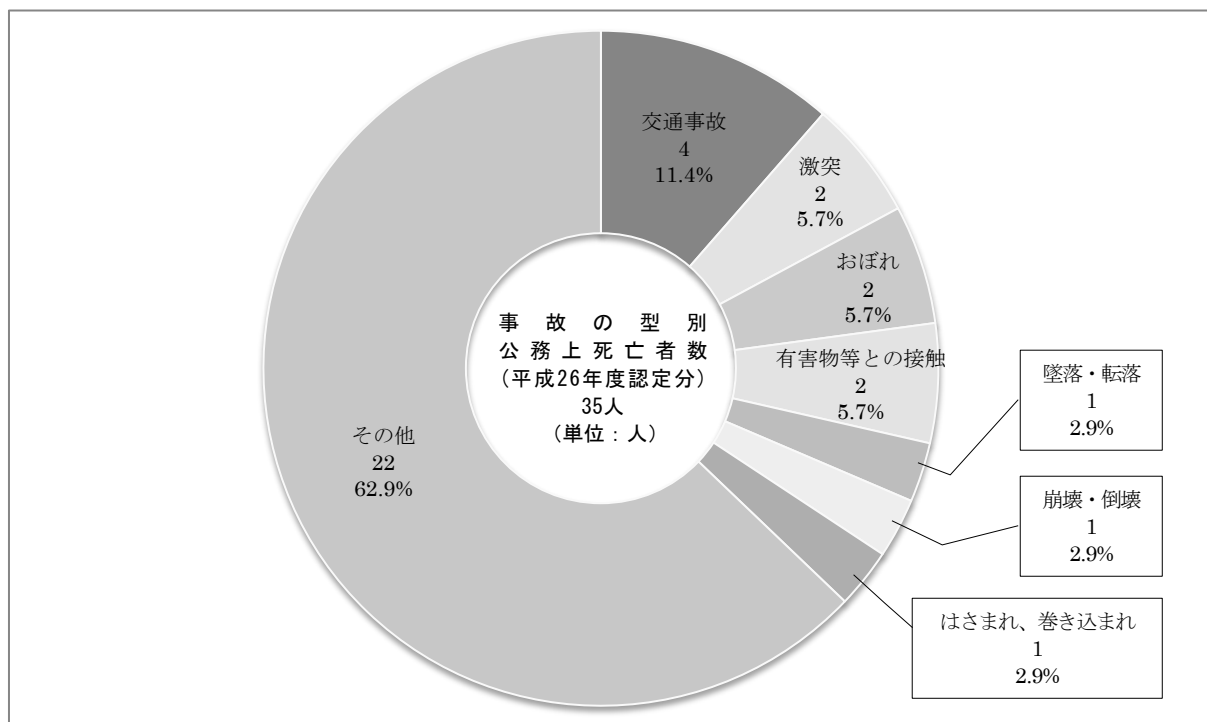
表7 年齢段階別・傷病区分別公務上死亡者数

年齢段階	負傷	疾病	その他の死亡	合計
19歳以下	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)	- (0.0%)
20～29歳	3 (50.0%)	1 (4.5%)	2 (28.6%)	6 (17.1%)
30～39歳	2 (33.3%)	7 (31.8%)	3 (42.9%)	12 (34.3%)
40～49歳	- (0.0%)	1 (4.5%)	- (0.0%)	1 (2.9%)
50～59歳	1 (16.7%)	9 (40.9%)	2 (28.6%)	12 (34.3%)
60歳以上	- (0.0%)	4 (18.2%)	- (0.0%)	4 (11.4%)
合計	6 (100.0%)	22 (100.0%)	7 (100.0%)	35 (100.0%)

(5) 事故の型別 [統計表 第10表 参照] ※「事故の型別」の定義については、「5 分類項目区分」を参照

平成 26 年度の公務上死亡者数を事故の型別にみると、「その他」を除くと「交通事故」が 4 人で全体の 11.4%を占め、次いで「激突」、「おぼれ」及び「有害物等との接触」のそれぞれ 2 人 (5.7%) などの順となっている。

図 15 事故の型別公務上死亡者数



過去 5 年間の合計でみると、「その他」を除くと「おぼれ」が 205 人で全体の 43.6%を占め、次いで「墜落・転落」の 28 人 (6.0%)、「交通事故」の 25 人 (5.3%) などの順となっている。

表 8 事故の型別公務上死亡者数の推移

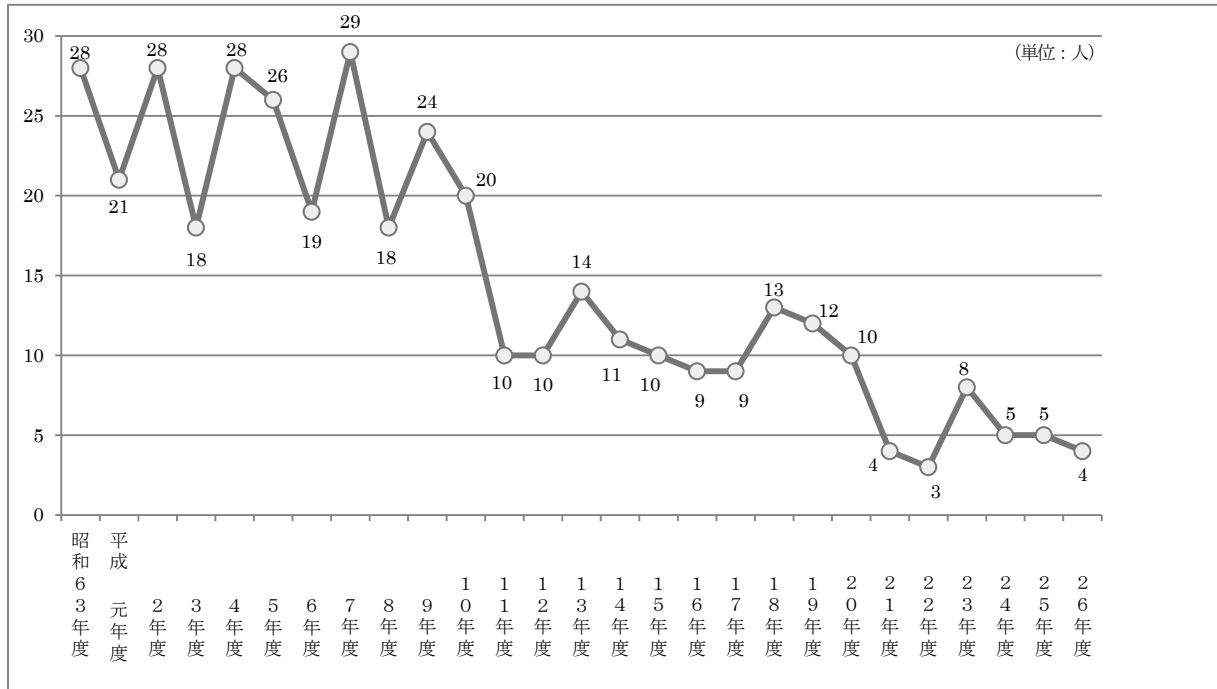
事故の型別	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計	構成比
おぼれ	1	192	8	2	2	205	43.6%
墜落・転落	7	11	4	5	1	28	6.0%
交通事故	3	8	5	5	4	25	5.3%
有害物等との接触	1	4	2	6	2	15	3.2%
はさまれ・巻き込まれ	1	1	2	-	1	5	1.1%
転倒	1	-	1	2	-	4	0.9%
激突	-	-	2	-	2	4	0.9%
故意の加害行為	-	1	1	2	-	4	0.9%
激突され	2	-	-	-	-	2	0.4%
火災	-	-	1	-	-	1	0.2%
飛来・落下	-	-	1	-	-	1	0.2%
崩壊・倒壊	-	-	-	-	1	1	0.2%
爆発	-	-	1	-	-	1	0.2%
その他	16	97	23	16	22	174	37.0%
合計	32	314	51	38	35	470	100.0%

(6) 交通事故による公務上死亡災害の状況 [統計表 第11表、第12表 参照]

平成26年度の交通事故による公務上死亡者数は4人で、前年度に比べ1人(20.0%)減少した。

また、昭和63年度から平成26年度までの交通事故による公務上死亡者数の中で、最も多いのは平成7年度の29人で、最も少ないのは平成22年度の3人となっている。

図16 交通事故による公務上死亡者数の推移



平成26年度の交通事故による公務上死亡者4人を職員区分別で見ると、「消防職員」が2人、「義務教育学校職員」及び「義務教育学校職員以外の教育職員」がそれぞれ1人となっている。また、勤務態様別で見ると、「通勤途上」が3人、「遠距離出張中」が1人となっている。

図17 職員区分別交通事故による公務上死亡者数

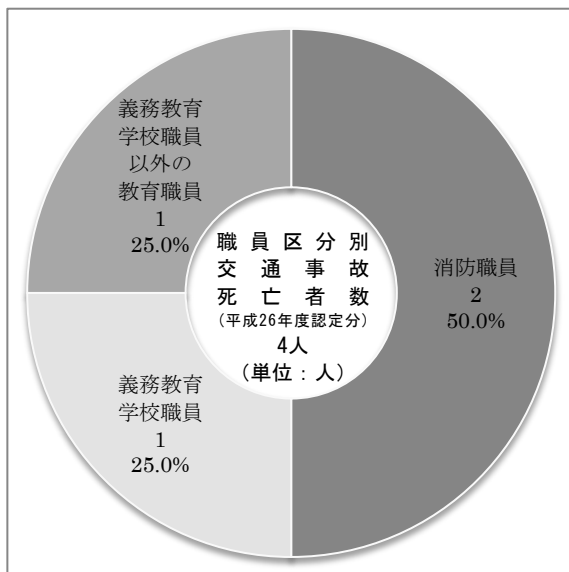
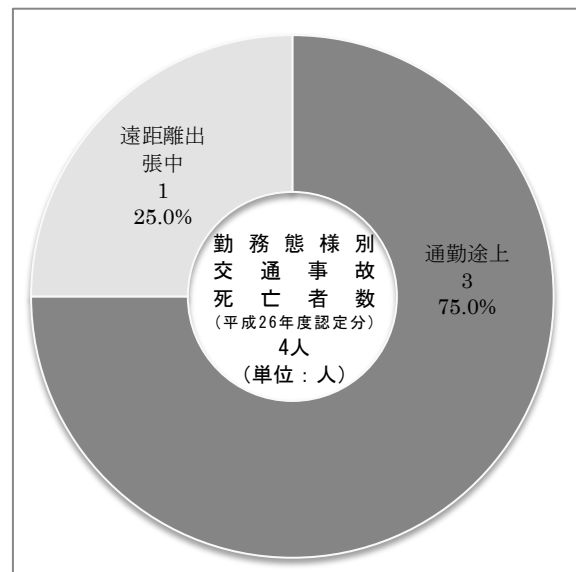


図18 勤務態様別交通事故による公務上死亡者数





## (7) 公務上死亡災害の事例（平成26年度認定分）

地方公務員災害補償基金発行の「公務上死亡災害の発生状況（平成26年度認定分）」で公表されている事例を掲載する。

### ①交通事故

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
帰宅途中	P T A実行委員会に出席し、終了後自動二輪車で帰宅する途上、走行中に転倒し、隣の車線を走行していた大型貨物自動車にはねられて死亡した。	義務教育学校職員	30歳代
交通違反取締中	交通取締用自動二輪車による指導取締中、左カーブにさしかかった際、対向車線側へ逸脱して街路灯に衝突し、救急搬送されたが死亡した。	警察職員	30歳代

### ②その他の事故（義務教育学校職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
過重労働	被災前日、部活動の指導終了後にP T A球技大会の練習に参加し、帰宅後は中間考査の採点を行っていた。就寝後の午前1時頃、いびきに気付き目覚めた妻により、意識がなく脱力した状態で発見され、救急搬送されたが死亡した。	30歳代

### ③その他の事故（義務教育学校職員以外の教育職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
過重労働	都道府県なぎなた大会の会場後片付けに従事していたところ、具合が悪くなり、横になっていたが痛みが治まらず、救急搬送されたが、心筋梗塞により死亡した。	50歳代
過重労働	被災職員は運動部の顧問を務めており、ほぼ毎日、早朝から練習を指導し、週休日も指導を行っていた。被災当日の朝、トイレで倒れているのを妻が発見し、救急搬送されたが、脳幹部出血により死亡した。	50歳代

### ④その他の事故（警察職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
過重労働	被災職員は、被災前に、夜間の呼び出し等で睡眠時間が短く、あまり眠れていないと話していた。被災当日、当直勤務中に、椅子の背もたれにもたれて大きないびきのような音をたてていることに他の職員が気付き、病院へ搬送されたが、くも膜下出血で死亡した。	30歳代

⑤その他の事故（電気・ガス・水道事業職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
石綿曝露	石綿管の修繕及び取替作業に従事し、石綿粉じんを吸い込んだことにより、悪性胸膜中皮腫を発症した。	60歳代

⑥その他の事故（清掃事業職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
石綿曝露	環境工場破碎棟内の清掃作業に従事し、石綿を含む粉じんを吸い込んだことにより、びまん性胸膜肥厚を発症した。	70歳代

⑥その他の事故（その他の職員）

被災職員の状況	事故の発生状況	年齢
過重労働	所属部署で長時間勤務が続いていたが、人事異動で職場が変わり、業務引継ぎのため泊まり込むなど多忙が続いていたところ、執務室で事務処理中に昏睡状態に陥り、心肺停止状態となった。救急搬送されたが意識が戻らず、9か月後に死亡した。	50歳代
石綿曝露	昭和38年4月から昭和49年3月まで及び昭和51年4月から昭和60年12月までの間、水道管の切断等の水道工事に従事したことにより、びまん性胸膜中皮腫を発症した。	50歳代
石綿曝露	昭和39年から昭和63年までの間、石綿管を含む水道管の維持補修業務に従事していたことにより、退職後に胸膜中皮腫を発症した。	80歳代
防災訓練の練習準備中	防災訓練の一斉放水の練習のため、土のうで川をせき止める作業を行っていたところ、土のうをつり上げていたレッカー車が転倒し、クレーンの操作をしていた被災職員が逃げ遅れて、ガードレールとレッカー車の間に挟まれ死亡した。	30歳代

## (8) 公務上死亡災害の事例（事故の型別過去事例）

過去5年間（平成21年度～25年度認定分）の死亡災害事例の中から、事故の類型ごとに代表例を掲載する。なお、ここでの事故の類型は、公表されている発生状況から当協会が分類したもので、地方公務員災害補償基金の統計資料とは異なる場合がある。

### ① 墜落・転落

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
原水取水池の水質検査作業中	原水取水池の水質検査のために護岸ブロックを降りて行ったところ、足を滑らせ池中に滑落し死亡した。（平成21年度）	電気・ガス・水道事業職員	20歳代
高所作業中	公共施設の階段踊り場にある雨漏りの箇所（高さ4メートル、幅1.3メートル程度）の処理中、誤って転落死した。（平成22年度）	義務教育学校職員以外の教育職員	50歳代
ピットへ投入中	被災職員は、搬入してきた粗大ごみを貯留ピットの3.5メートル手前でダンプアップし、可燃性粗大ごみを同僚と点検後、被災職員が作業用重機に乗り、集まった粗大ごみを広げて少量ずつ投入する作業を行っていたところ、車止めを乗り越えて作業用重機ごと可燃性粗大ごみ貯留ピットに転落した。（平成23年度）	清掃事業職員	40歳代
清掃作業中	大掃除の際、庁舎2階の網戸を外そうと窓の外の庇に下りようとしたところ、誤って転落してしまった。（平成24年度）	その他の職員	20歳代
梯子から転落	生徒が玄関の庇の上にボールをあげてしまったため、梯子をかけ取ろうとしたところ、誤って転落し死亡した。（平成24年度）	義務教育学校職員以外の教育職員	50歳代
剪定作業中	脚立で樹木の剪定作業中、バランスを崩して約2.7メートルの高さから墜落し、死亡した。（平成25年度）	その他の職員	50歳代

### ② 転倒

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
印刷作業中	校内印刷室で床に仰向けに転倒し、脳挫傷等により死亡した。（平成21年度）	義務教育学校職員	50歳代
馬伝染性貧血の検査採血中	馬伝染性貧血検査の採血中に馬の肢で胸部を強打・転倒し、後頭部をコンクリートの床に叩きつけられ、病院へ搬送されたが3日後に死亡した。（平成22年度）	その他の職員	50歳代

### ③崩壊・倒壊

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
道路法面の測量作業中	豪雨により崩落した道路法面の測量作業中に、法面上部から落下した木及び土石に巻き込まれ、血気胸等により死亡した。(平成21年度)	その他の職員	40歳代

### ④はさまれ・巻き込まれ

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
イベント設営準備中	イベント設営準備中、斜路に停車していた4tトラックが突然、後退した。トラックと建物の構造物にはさまれて負傷し、救急搬送されたが死亡した。(平成22年度)	その他の職員	50歳代
はしご車訓練中	はしご車の訓練中、ジャッキ収納ボタンを押した後、ジャッキ敷板等の収納作業をしている時に、アウトリガー(安定脚)と車体に上半身と腰部が挟まり死亡した。(平成23年度)	消防職員	30歳代
除雪作業中	林道の除雪作業中、作業車のローター部を修繕していたところ、ローターに巻き込まれ死亡した。(平成24年度)	その他の職員	60歳代

### ⑤おぼれ

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
非常招集に伴う通勤途中	台風による非常招集のために通勤途中、氾濫した川に車ごと流され溺死した。(平成21年度)	その他の職員	50歳代
避難誘導中	住民からの通報を受け、避難誘導のために同僚隊員と出動中した。台風のため冠水していたため、川岸を徒歩で移動していたところ、水位が上がってきたため川に転落し、溺水して死亡した。(平成23年度)	消防職員	50歳代
溢水調査作業中	台風の大雨に伴い、水路が溢水しているとの市民からの通報を受け、調査に向かった被災職員が、所属と連絡が取れなくなり、その後、下流側において心肺停止状態で発見され、死亡が確認された。(平成23年度)	その他の職員	60歳代 50歳代
救助活動中	行方不明者の救助のために下流域を捜索していたところ、雪解けで増水していた急流に流され、死亡した。(平成25年度)	消防職員	30歳代

## ⑥有害物等との接触

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
石綿曝露	水道課で漏水調査や破損部分の修理に従事していた。石綿曝露により悪性胸膜中皮腫を発症し、死亡した。(平成23年度)	電気・ガス・水道事業職員	60歳代
石綿曝露	長年にわたって小学校の増改築に従事していたため、アスベストによる悪性胸膜中皮腫を発症した。(平成25年度)	義務教育学校職員	60歳代
石綿曝露	昭和44年より市消防局において、消火・救助活動業務、石綿が使用された消防学校庁舎における教官業務、消防庁舎の解体作業等への立ち会い業務等に従事していたことにより、悪性胸膜中皮腫を発症した。(平成25年度)	消防職員	60歳代

## ⑦火災

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
消火活動中	火元建物内1階における早期の延焼拡大防止と人命検索を念頭に置いての消火活動中、突然の激しい火炎により脱出できなくなり焼死した。(平成21年度)	消防職員	30歳代

## ⑧交通事故

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
路上職務遂行中	大雨で道路冠水のため、迂回誘導をしていたところ、誘導を無視した車に跳ね飛ばされ、救急搬送されたが死亡した。(平成22年度)	警察職員	50歳代
職務遂行中	職務質問をしようとして交通取締用四輪車から降車した直後に、後方から進行してきた車両に衝突され死亡した。(平成23年度)	警察職員	30歳代
退勤途上	普通自動二輪車にて退勤途上、交差点を右折してきた車両の左側面に衝突し、死亡した。(平成24年度)	消防職員	30歳代

## ⑨その他

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
試験乾燥木材検査中	蒸気式木材乾燥機内で、試験乾燥させる木材の検査を行っていたところ、乾燥機の出入口戸が閉まり、閉じ込められて熱中症で死亡した。(平成22年度)	その他の職員	40歳代

⑨その他

被災職員の状況	事故の発生状況	職員区分	年齢
過重労働	深夜、自宅で仕事をしていたところ、ベッドに伏せるようにして倒れ込み、翌日死亡した。被災職員は、クラス担任、学年主任、研究主任の職務もこなし、勤務時間外に仕事をする事が多く、帰宅時間も遅くなる状況が続いていた。(平成23年度)	義務教育学校職員	50歳代
過重労働	県財政課に出向し、業務多忙で深夜帰宅や土日出勤が多くなっていた。早朝より頭痛がしたため、近医を受診した。帰宅後、自宅で倒れているのを家族に発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。(平成24年度)	警察職員	30歳代
過重労働	早朝より出勤し、気温30℃、湿度40%を超える炎天下で防災訓練の資機材搬送、設営及び撤収作業を行っていた。防災訓練終了後、公用車で庁舎へ戻る際、車内で全身が痙攣し始めた。意識障害が見られたので病院に搬送したが、熱中症により死亡した。(平成25年度)	その他の職員	50歳代

### 3 公務災害発生割合の高い職種の公務災害認定状況

#### (1) 概要 [統計表 第4表～第6表 参照]

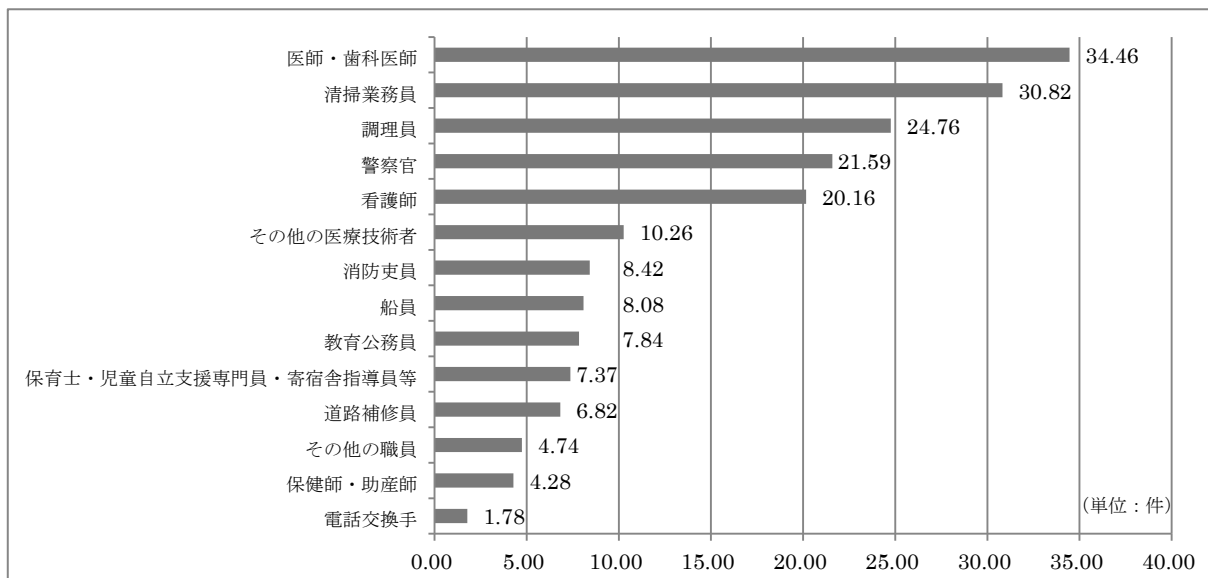
平成26年度の公務災害認定件数を被災職員の職種別にみると、「教育公務員」が6,642件で全体の26.2%、次いで「警察官」の5,544件(21.9%)、「その他の職員」の5,139件(20.3%)、「看護師」の2,637件(10.4%)、「消防吏員」の1,330件(5.3%)などの順となっている。

また、千人率をみると、「医師・歯科医師」が34.46件で最も高く、次いで「清掃業務員」の30.82件、「調理員」の24.76件、「警察官」の21.59件、「看護師」の20.16件などの順となっている。

表9 職種別公務災害認定状況

職 種	公務災害認定件数 ( ) 内は死者数で内数	構成割合 (%)	対象職員数 (人)	千人率 (件)
医 師 ・ 歯 科 医 師	866 -	3.4%	25,128	34.46
看 護 師	2,637 -	10.4%	130,827	20.16
保 健 師 ・ 助 産 師	157 -	0.6%	36,668	4.28
そ の 他 の 医 療 技 術 者	392 -	1.5%	38,191	10.26
保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	714 -	2.8%	96,864	7.37
船 員	19 -	0.1%	2,351	8.08
電 話 交 換 手	1 -	0.0%	563	1.78
調 理 員	715 -	2.8%	28,878	24.76
道 路 補 修 員	24 -	0.1%	3,517	6.82
教 育 公 務 員	6,642 (7)	26.2%	846,991	7.84
警 察 官	5,544 (5)	21.9%	256,828	21.59
消 防 吏 員	1,330 (6)	5.3%	158,041	8.42
清 掃 業 務 員	1,132 (1)	4.5%	36,731	30.82
そ の 他 の 職 員	5,139 (16)	20.3%	1,084,066	4.74
合 計	25,312 (35)	100.0%	2,745,644	

図19 職種別公務災害千人率



## (2) 医師・歯科医師 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成26年度における「医師・歯科医師」の公務災害認定件数は866件で全体の3.4%を占めている。千人率で見ると34.46件で、他の職種と比較して最も高い数値となっている。

年度別による医師・歯科医師の公務災害認定状況を見ると、平成17年度から平成26年度までの10年間では、平成26年度が最も高くなっており、次いで平成23年度が787件で同年度の公務災害全体の3.1%、平成25年度の785件(同3.1%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率で見ると、平成26年度が最も高く、次いで平成23年度の31.21件、平成25年度の30.86件などの順となっており、ここ数年、公務災害認定件数及び千人率は増加傾向にある。

図2-1 医師・歯科医師の年度別認定状況

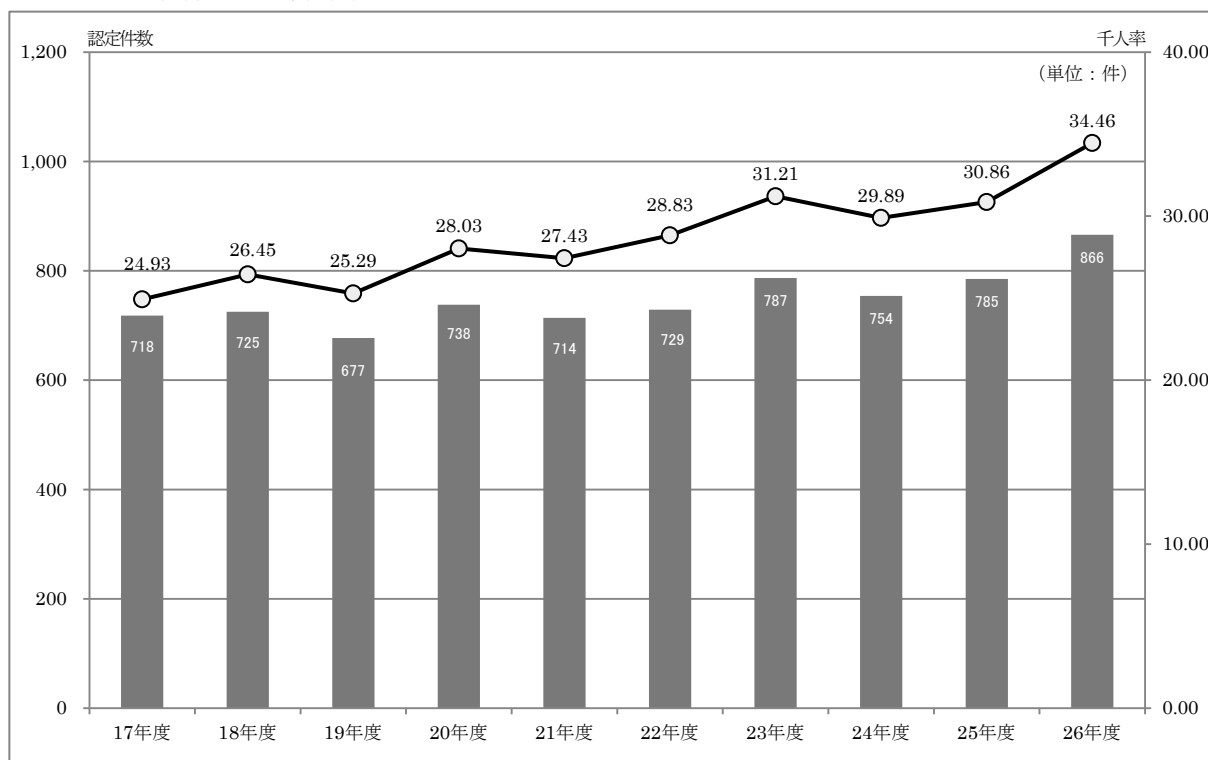


表2-2 医師・歯科医師の公務災害認定件数等の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定件数	718	725	677	738	714	729	787	754	785	866
構成比	2.5%	2.6%	2.5%	2.8%	2.8%	2.9%	3.1%	3.0%	3.1%	3.4%
対象職員数	28,803	27,408	26,771	26,333	26,029	25,286	25,213	25,224	25,438	25,128
千人率	24.93	26.45	25.29	28.03	27.43	28.83	31.21	29.89	30.86	34.46

次に認定事由別で見ると、平成26年度の「負傷」は790件で医師・歯科医師の公務災害認定件数全体の91.2%を占め、「負傷による疾病」は9件(1.0%)、「その他の疾病」は67件(7.7%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が775件で負傷全体の98.1%を占め、次いで「出張中又は赴任途上」の7件(0.9%)、「出退勤途上(公務上のもの)」の4件(0.5%)などの順となっている。



「その他の疾病」では、「その他」を除くと「肝臓疾患」が13件でその他の疾病全体の19.4%を占め、次いで「眼疾患」の10件(14.9%)、「呼吸器疾患」の6件(9.0%)などの順となっている。

※出退勤途上の負傷は通勤災害となるが、深夜に勤務が開始又は終了した場合等には公務上のものとして取り扱われる。

表13 医師・歯科医師の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負傷	自己の職務遂行中	645	656	621	685	775
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	10	16	13	8	7
	出退勤途上(公務上のもの)	5	7	10	4	4
	レクリエーション参加中	-	1	4	-	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	-	2	-	1
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	1	-
	その他	1	4	3	5	3
	小計	661	684	653	703	790
負傷による疾病		10	6	7	7	9
その他の疾病	職業病	2	-	-	1	1
	脳疾患	2	-	-	-	2
	心疾患	-	1	-	-	-
	精神疾患	1	1	-	-	-
	呼吸器疾患	5	11	28	6	6
	肝臓疾患	17	18	16	11	13
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	1	-	1	2	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	-	1	1	-	-
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	2	-	-	-
	眼疾患	4	7	7	3	10
	耳疾患	-	-	-	1	1
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	26	50	41	50	34	
小計	58	91	94	74	67	
その他の死亡		-	6	-	1	-
合計		729	787	754	785	866

### (3) 清掃業務員 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成26年度における「清掃業務員」の公務災害認定件数は1,132件で全体の4.5%を占めている。千人率でみると30.82件で「医師・歯科医師」に次いで高い数値となっている。

年度別による清掃業務員の公務災害認定状況をみると、平成17年度から平成26年度までの10年間では、平成18年度が2,165件で同年度の公務災害全体の7.7%を占め、次いで平成17年度の2,122件(同7.5%)、平成19年度の1,981件(同7.2%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成18年度が40.50件で最も高く、次いで平成19年度の38.83件、平成17年度の38.24件などの順となっている。

近年では、公務災害認定件数及び公務災害全体に占める割合が減少傾向にある。対象職員数減少の影響が考えられるが、千人率も減少していることから、清掃業務員については、公務災害防止対策が着実に進んでいるものと考えられる。

図20 清掃業務員の年度別認定状況

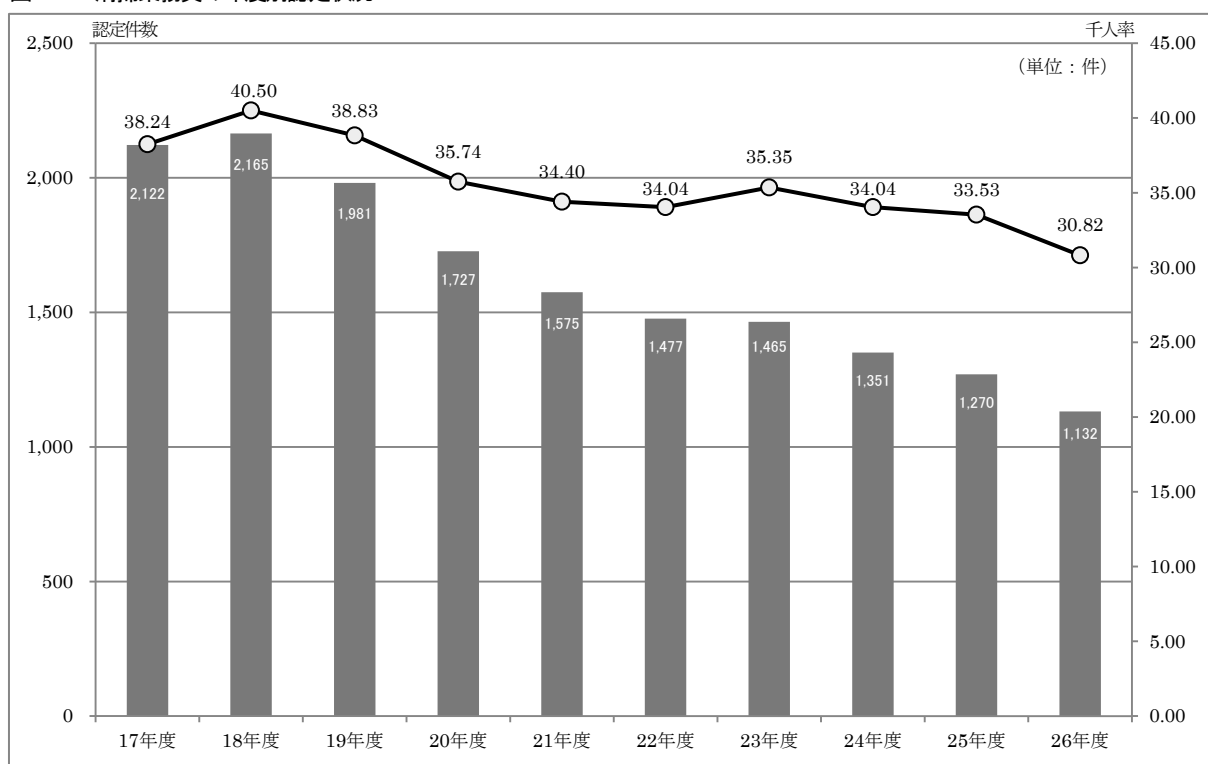


表10 清掃業務員の公務災害認定件数等の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定件数	2,122	2,165	1,981	1,727	1,575	1,477	1,465	1,351	1,270	1,132
構成比	7.5%	7.7%	7.2%	6.5%	6.2%	5.9%	5.7%	5.3%	5.0%	4.5%
対象職員数	55,491	53,462	51,013	48,320	45,781	43,393	41,445	39,685	37,873	36,731
千人率	38.24	40.50	38.83	35.74	34.40	34.04	35.35	34.04	33.53	30.82

次に認定事由別でみると、平成26年度の「負傷」は972件で清掃業務員の公務災害認定件数全体の85.9%を占め、「負傷による疾病」は68件(6.0%)、「その他の疾病」は92件(8.3%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が949件で負傷全体の97.6%を占め、次いで「出張中又は赴任途上」の18件(1.9%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が38件でその他の疾病全体の41.3%を占め、次いで「皮膚病」の13件(14.1%)、「腰痛」の7件(7.6%)などの順となっている。なお、「皮膚病」については、他の職種と比べ発生割合が高くなっている。

表11 清掃業務員の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負傷	自己の職務遂行中	1,232	1,183	1,104	1,072	949
	訓練中	-	-	-	-	-
	担当外の職務遂行中	-	-	1	-	1
	出張中又は赴任途上	16	46	26	15	18
	出退勤途上(公務上のもの)	4	6	3	6	1
	レクリエーション参加中	9	7	7	7	1
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	1	2	-	1
	職務遂行に伴う怨恨	1	1	-	3	1
	その他	-	2	-	1	-
	小計	1,262	1,246	1,143	1,104	972
負傷による疾病		61	86	100	52	68
その他の疾病	職業病	1	3	1	1	-
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	-	-	7	1	1
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	35	28	8	8	7
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	1
	皮膚病	24	31	33	29	13
	眼疾患	52	50	32	35	38
	耳疾患	1	-	1	2	1
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	41	21	26	38	31	
小計	154	133	107	114	92	
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		1,477	1,465	1,351	1,270	1,132

#### (4) 調理員 【統計表 第4表～第6表 参照】

平成26年度における「調理員」の公務災害認定件数は715件で全体の2.8%を占めている。千人率でみると24.76件で「医師・歯科医師」「清掃業務員」に次いで3番目に高い数値となっている。

年度別による調理員の公務災害認定状況を見ると、平成17年度から平成26年度までの10年間では、平成17年度が1,635件で同年度の公務災害全体の5.8%を占め、次いで平成18年度の1,586件(同5.6%)、平成19年度の1,403件(同5.1%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成18年度が29.32件で最も高く、次いで平成17年度の28.59件、平成19年度の27.90件などの順となっている。

対象職員数の減少に伴い、公務災害認定件数も減少しているが、千人率は高値を示している。

図2-2 調理員の年度別認定状況

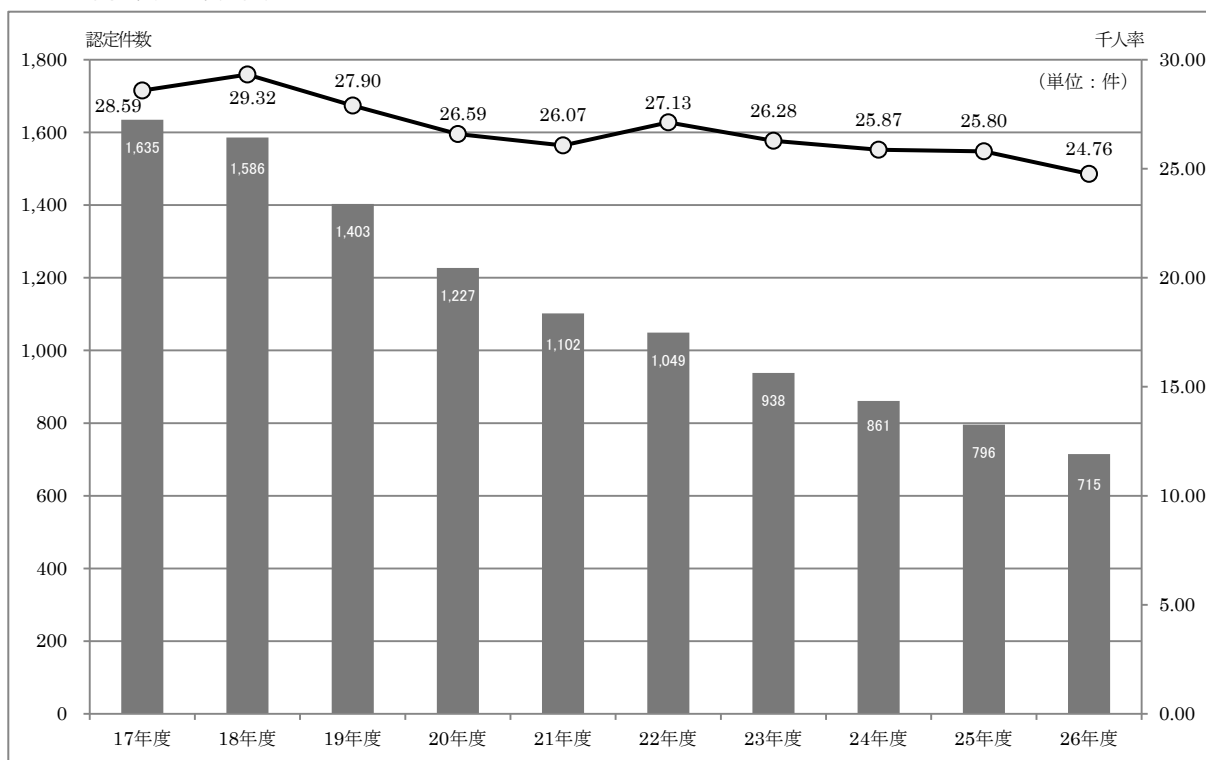


表1-4 調理員の公務災害認定件数等の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定件数	1,635	1,586	1,403	1,227	1,102	1,049	938	861	796	715
構成比	5.8%	5.6%	5.1%	4.6%	4.4%	4.2%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%
対象職員数	57,191	54,095	50,282	46,141	42,265	38,660	35,960	33,282	30,851	28,878
千人率	28.59	29.32	27.90	26.59	26.07	27.13	26.28	25.87	25.80	24.76

次に認定事由別でみると、平成26年度の「負傷」は699件で調理員の公務災害認定件数全体の97.8%を占め、「負傷による疾病」は6件(0.8%)、「その他の疾病」は10件(1.4%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が687件で負傷全体の98.3%を占め、次いで「出張中又は赴任途上」の5件(0.7%)、「出退勤途上(公務上のもの)」及び「設備の不備又は管理上の不注意」のそれぞれ3件(0.4%)などの順となっている。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「眼疾患」が3件でその他の疾病全体の30.0%を占め、次いで「腰痛」の2件(20.0%)の順となっている。

表15 調理員の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負傷	自己の職務遂行中	1,016	908	829	760	687
	訓練中	-	-	-	-	1
	担当外の職務遂行中	-	3	-	-	-
	出張中又は赴任途上	4	5	2	8	5
	出退勤途上(公務上のもの)	4	-	7	5	3
	レクリエーション参加中	2	-	1	1	-
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	2	-	-	3
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-
	その他	-	-	1	1	-
	小計	1,027	918	840	775	699
負傷による疾病		10	9	9	8	6
その他の疾病	職業病	-	-	-	-	-
	脳疾患	-	-	-	-	-
	心疾患	-	-	-	-	-
	精神疾患	-	-	-	-	-
	呼吸器疾患	-	-	-	-	-
	肝臓疾患	-	-	-	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	-	-	-	-	-
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	3	2	2	1	2
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	-	1	-	-	-
	眼疾患	5	1	7	3	3
	耳疾患	-	-	-	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	4	7	3	9	5	
小計	12	11	12	13	10	
その他の死亡		-	-	-	-	-
合計		1,049	938	861	796	715

(5) 警察官 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成26年度における「警察官」の公務災害認定件数は5,544件で全体の21.9%を占めている。千人率でみると21.59件で「医師・歯科医師」「清掃業務員」調理員」に次いで4番目に高い数値となっている。

年度別による警察官の公務災害認定状況を見ると、平成17年度から平成26年度までの10年間では、平成18年度が6,190件で同年度の公務災害全体の22.0%を占め、次いで平成19年度の5,877件(同21.5%)、平成17年度の5,808件(同20.5%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成18年度が24.88件で最も高く、次いで平成17年度の23.67件、平成19年度の23.36件などの順となっている。

対象職員数は増加傾向にあるが、平成18年度をピークに公務災害認定件数及び千人率は減少傾向にあった。しかし、平成24年度には増加に転じ、平成25年度以降はやや減少している。

図23 警察官の年度別認定状況

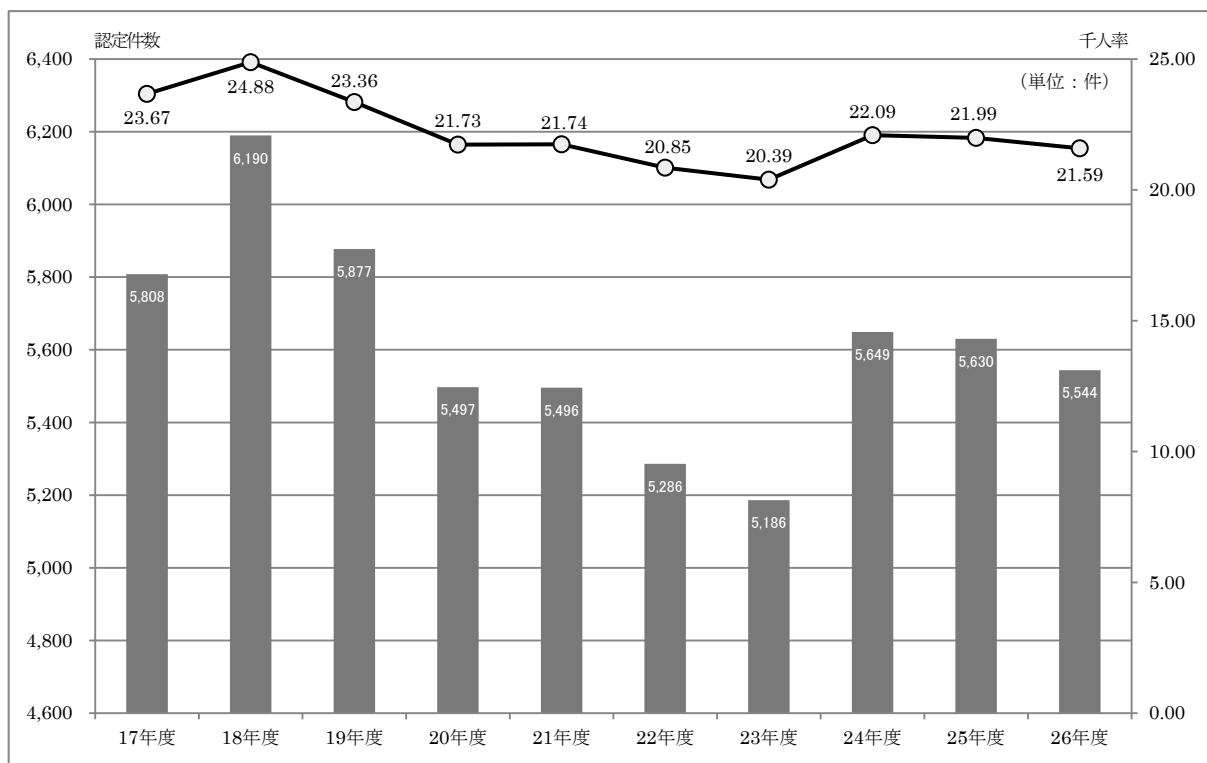


表16 警察官の公務災害認定件数等の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定件数	5,808	6,190	5,877	5,497	5,496	5,286	5,186	5,649	5,630	5,544
構成比	20.5%	22.0%	21.5%	20.7%	21.8%	21.0%	20.2%	22.1%	22.0%	21.9%
対象職員数	245,374	248,834	251,569	252,917	252,845	253,510	254,318	255,734	256,026	256,828
千人率	23.67	24.88	23.36	21.73	21.74	20.85	20.39	22.09	21.99	21.59

次に認定事由別でみると、平成26年度の「負傷」は5,349件で警察官の公務災害認定件数全体の96.5%を占め、「負傷による疾病」は54件(1.0%)、「その他の疾病」は139件(2.5%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「訓練中」が2,454件で負傷全体の45.9%を占め、次いで

「自己の職務遂行中」の2,269件(42.4%)、「出張中又は赴任途上」の465件(8.7%)などの順となっている。他の職種と比べて「訓練中」による負傷が最も高い状況にある。

「その他の疾病」では、「その他」を除くと「呼吸器疾患」が26件でその他の疾病全体の18.7%を占め、次いで「腰痛」の17件(12.2%)、「職業病」の5件(3.6%)などの順となっている。

表17 警察官の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負傷	自己の職務遂行中	2,097	2,034	2,545	2,626	2,269
	訓練中	2,647	2,297	2,427	2,306	2,454
	担当外の職務遂行中	-	5	7	4	-
	出張中又は赴任途上	362	544	405	379	465
	出退勤途上(公務上のもの)	40	47	42	45	47
	レクリエーション参加中	-	2	3	4	4
	設備の不完全又は管理上の不注意	-	4	3	1	3
	職務遂行に伴う怨恨	3	3	4	-	-
	その他	16	87	56	73	107
	小計	5,165	5,023	5,492	5,438	5,349
負傷による疾病		40	34	49	54	54
その他の疾病	職業病	2	1	1	1	5
	脳疾患	1	5	2	4	4
	心疾患	-	1	1	3	1
	精神疾患	-	-	1	1	2
	呼吸器疾患	3	10	7	4	26
	肝臓疾患	3	1	-	-	-
	胸腹部臓器疾患(肝臓疾患除く)	2	2	-	1	1
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	8	18	8	24	17
	頸肩腕症候群	1	-	-	-	-
	皮膚病	-	3	6	3	2
	眼疾患	4	1	2	-	-
	耳疾患	-	2	4	3	2
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	57	56	72	94	79	
小計	81	100	104	138	139	
その他の死亡		-	29	4	-	2
合計		5,286	5,186	5,649	5,630	5,544

(6) 看護師 [統計表 第4表～第6表 参照]

平成26年度における「看護師」の公務災害認定件数は2,637件で全体の10.4%を占めている。千人率でみると20.16件で「医師・歯科医師」「清掃業務員」「調理員」「警察官」に次いで5番目に高い数値となっている。

年度別による看護師の公務災害認定状況を見ると、平成17年度から平成26年度までの10年間では、平成17年度が3,227件で同年度の公務災害全体の11.4%を占め、次いで平成18年度の2,920件(同10.4%)、平成20年度の2,866件(同10.8%)などの順となっている。

同様に過去10年間の千人率でみると、平成17年度が21.71件で最も高く、次いで平成25年度の20.82件、平成23年度の20.57件などの順となっている。

対象職員数の減少に伴い、公務災害認定件数も減少しているが、千人率はほぼ横ばいの状態となっている。

図24 看護師の年度別認定状況

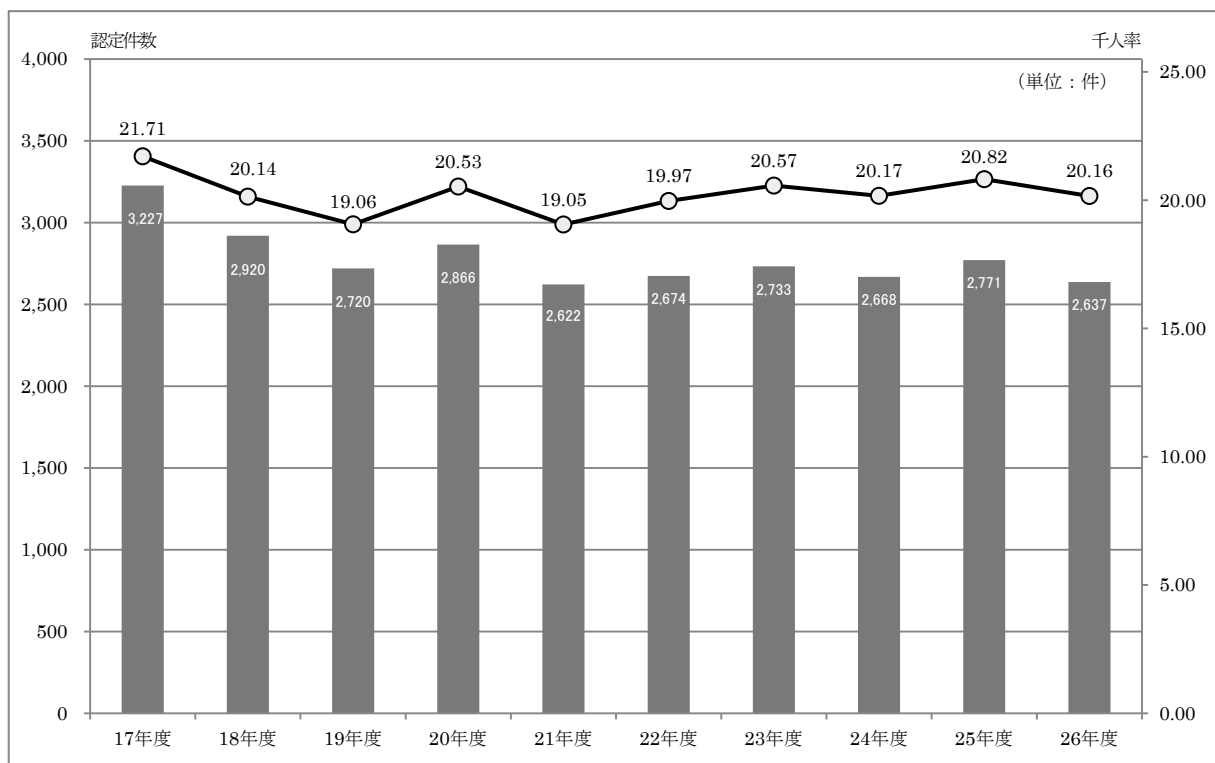


表18 看護師の公務災害認定件数等の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定件数	3,227	2,920	2,720	2,866	2,622	2,674	2,733	2,668	2,771	2,637
構成比	11.4%	10.4%	9.9%	10.8%	10.4%	10.6%	10.6%	10.5%	10.8%	10.4%
対象職員数	148,609	144,965	142,698	139,634	137,629	133,920	132,894	132,245	133,083	130,827
千人率	21.71	20.14	19.06	20.53	19.05	19.97	20.57	20.17	20.82	20.16

次に認定事由別でみると、平成26年度の「負傷」は2,343件で看護師の公務災害認定件数全体の88.9%を占め、「負傷による疾病」は60件(2.3%)、「その他の疾病」は234件(8.9%)となっている。

さらに詳細にみると、「負傷」では、「自己の職務遂行中」が2,276件で負傷全体の97.1%を占め、



次いで「出退勤途上（公務上のもの）」の39件（1.7%）、「出張中又は赴任途上」の11件（0.5%）などの順となっている。「その他の疾病」では、「その他」を除くと「呼吸器疾患」が48件でその他の疾病全体の20.5%を占め、次いで「眼疾患」の28件（12.0%）、「肝臓疾患」の22件（9.4%）などの順となっている。

表19 看護師の公務災害認定事由別件数の推移

認定事由		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
負傷	自己の職務遂行中	2,327	2,294	2,213	2,372	2,276
	訓練中	-	-	-	-	2
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-
	出張中又は赴任途上	18	16	17	19	11
	出退勤途上（公務上のもの）	21	35	25	29	39
	レクリエーション参加中	4	1	1	3	5
	設備の不完全又は管理上の不注意	1	3	2	1	1
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	1	1
	その他	2	13	9	7	8
	小計	2,373	2,362	2,267	2,432	2,343
負傷による疾病		29	41	57	48	60
その他の疾病	職業病	6	8	19	7	6
	脳疾患	-	-	1	-	-
	心疾患	-	-	-	1	-
	精神疾患	-	1	1	4	1
	呼吸器疾患	39	57	114	81	48
	肝臓疾患	57	38	20	14	22
	胸腹部臓器疾患（肝臓疾患除く）	2	10	11	6	2
	食中毒	-	-	-	-	-
	腰痛	17	10	7	11	19
	頸肩腕症候群	-	-	-	-	-
	皮膚病	16	71	5	4	7
	眼疾患	33	21	30	35	28
	耳疾患	1	-	1	-	-
	鼻疾患	-	-	-	-	-
その他	101	105	133	128	101	
小計	272	321	342	291	234	
その他の死亡		-	9	2	-	-
合計		2,674	2,733	2,668	2,771	2,637

## 4 統計表

〈統計表目次〉

第 1 表	公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移	31
第 2 表	年度別公務災害認定件数	32
第 3 表	認定事由別・職員区分別公務災害認定件数	33
第 4 表	傷病区分別・職種別公務災害認定件数	34
第 5 表	認定事由別・職種別公務災害認定件数	35
第 6 表	認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率）	36
第 7 表	職員区分別・団体種類別公務上死亡者数	37
第 8 表	認定事由別・職員区分別公務上死亡者数	38
第 9 表	年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数	39
第 10 表	事故の型別・職員区分別公務上死亡者数	40
第 11 表	交通事故による公務上死亡者数	41
第 12 表	職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数	42

第1表 公務災害及び公務上死亡災害発生状況の推移

発生年度	公務災害 認定件数 (A)	一般常勤 職員数 (人) (4月1日現在) (B)	公務災害 千人率 (職員千人当たり・人) (A) / (B) ×1,000	公務上 死亡者数 (人) (C)	公務災害 死亡率 (10万人当たり・人) (C) / (B) ×100,000
昭和63年度	28,582	3,215,470	8.89	70	2.18
平成 元年	28,273	3,218,752	8.78	70	2.17
2年	27,804	3,228,318	8.61	78	2.42
3年	28,421	3,241,911	8.77	61	1.88
4年	27,869	3,254,291	8.56	70	2.15
5年	27,604	3,270,841	8.44	49	1.50
6年	27,128	3,282,492	8.26	70	2.13
7年	27,852	3,278,332	8.50	75	2.29
8年	27,734	3,274,481	8.47	58	1.77
9年	27,986	3,267,118	8.57	65	1.99
10年	28,223	3,249,494	8.69	61	1.88
11年	27,754	3,232,153	8.59	46	1.42
12年	28,287	3,204,292	8.83	43	1.34
13年	28,922	3,171,532	9.12	43	1.36
14年	28,501	3,144,323	9.06	45	1.43
15年	29,205	3,117,004	9.37	50	1.60
16年	28,849	3,083,597	9.36	50	1.62
17年	28,387	3,042,122	9.33	53	1.74
18年	28,195	3,001,475	9.39	53	1.77
19年	27,346	2,954,712	9.26	46	1.56
20年	26,525	2,902,843	9.14	46	1.58
21年	25,256	2,858,654	8.83	38	1.33
22年	25,186	2,818,455	8.94	32	1.14
23年	25,714	2,792,448	9.21	314	11.24
24年	25,507	2,774,250	9.19	51	1.84
25年	25,542	2,757,942	9.26	38	1.38
26年	25,312	2,745,644	9.22	35	1.27

(注1) 公務上死亡者数(昭和63年度以降)は認定年度による死亡者数である。平成23年度以降は、東日本大震災に起因する公務上死亡者を含む。

(注2) 昭和63年度の公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害(死亡)発生状況調査結果の概要」(昭和53年3月)、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版による。

(注3) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年度版による。(教育長を含む)

第2表 年度別公務災害認定件数

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
義務教育学校職員	4,108 14.5%	4,129 14.6%	4,196 15.3%	4,182 15.8%	4,092 16.2%	4,317 17.1%	4,331 16.8%	4,227 16.6%	4,412 17.3%	4,525 17.9%
義務教育学校職員 以外の教育職員	3,292 11.6%	3,303 11.7%	3,323 12.2%	3,019 11.4%	3,053 12.1%	3,195 12.7%	3,235 12.6%	3,131 12.3%	2,967 11.6%	3,053 12.1%
警察職員	5,917 20.8%	6,294 22.3%	5,970 21.8%	5,590 21.1%	5,580 22.1%	5,385 21.4%	5,291 20.6%	5,749 22.5%	5,745 22.5%	5,639 22.3%
消防職員	1,622 5.7%	1,539 5.5%	1,588 5.8%	1,563 5.9%	1,399 5.5%	1,431 5.7%	1,433 5.6%	1,471 5.8%	1,393 5.5%	1,321 5.2%
電気・ガス・水道事業 職員	531 1.9%	472 1.7%	417 1.5%	381 1.4%	333 1.3%	372 1.5%	382 1.5%	353 1.4%	350 1.4%	322 1.3%
運輸事業職員	262 0.9%	243 0.9%	279 1.0%	220 0.8%	217 0.9%	174 0.7%	186 0.7%	197 0.8%	160 0.6%	211 0.8%
清掃事業職員	2,185 7.7%	2,243 8.0%	2,055 7.5%	1,810 6.8%	1,634 6.5%	1,565 6.2%	1,535 6.0%	1,409 5.5%	1,347 5.3%	1,196 4.7%
船員	34 0.1%	23 0.1%	16 0.1%	16 0.1%	18 0.1%	18 0.1%	14 0.1%	10 0.0%	14 0.1%	19 0.1%
その他の職員	10,436 36.8%	9,949 35.3%	9,502 34.7%	9,744 36.7%	8,930 35.4%	8,729 34.7%	9,307 36.2%	8,960 35.1%	9,154 35.8%	9,026 35.7%
合計	28,387	28,195	27,346	26,525	25,256	25,186	25,714	25,507	25,542	25,312

※上段は公務災害認定件数、下段は当該年度の公務災害認定件数全体に占める割合である。

(注1) 通勤災害は含まない。

(注2) 認定年度による。

(注3) 公務災害認定件数には、公務上死亡災害を含む。

第3表 認定事由別・職員区分別公務災害認定件数

(人)

認定事由		職員区分		警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員	合計	構成比	
		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員										
負傷	自己の職務遂行中	3,930	2,622	2,346	824	213	157	998	11	7,018	18,119	71.6%	
	訓練中	1	-	2,458	169	1	-	-	-	9	2,638	10.4%	
	担当外の職務遂行中	1	1	-	12	-	-	1	-	4	19	0.1%	
	出張中又は赴任途上	378	253	474	91	70	3	20	6	987	2,282	9.0%	
	出退勤途上 (公務上のもの)	25	28	47	35	2	30	2	-	108	277	1.1%	
	レクリエーション参加中	40	16	4	8	4	3	1	-	144	220	0.9%	
	設備の不安全又は 管理上の不注意	4	2	3	-	-	1	1	-	11	22	0.1%	
	職務遂行に伴う怨恨	1	-	-	1	-	-	1	-	13	16	0.1%	
	その他	19	18	110	9	1	-	-	-	34	191	0.8%	
計		4,399	2,940	5,442	1,149	291	194	1,024	17	8,328	23,784	94.0%	
疾病	公務上の負傷による疾病		78	50	55	39	14	11	74	1	189	511	2.0%
	職業病		-	2	5	1	-	-	-	-	10	18	0.1%
	その他公務 起因性の明 らかな疾病	脳疾患	3	1	4	-	-	-	-	-	5	13	0.1%
		心疾患	2	1	1	-	-	-	-	-	2	6	0.0%
		精神疾患	2	3	3	2	-	-	-	-	13	23	0.1%
		呼吸器疾患	1	1	26	17	5	1	1	1	68	121	0.5%
		肝臓疾患	-	-	-	1	-	-	-	-	38	39	0.2%
		胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	1	1	-	1	-	-	-	5	8	0.0%
		食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0.0%
		腰痛	16	16	17	36	1	1	7	-	55	149	0.6%
		頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	1	-	2	3	0.0%
		皮膚病	2	5	2	1	4	-	14	-	41	69	0.3%
	眼疾患	6	12	-	3	2	1	42	-	59	125	0.5%	
	耳疾患	5	3	2	5	-	-	1	-	3	19	0.1%	
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%		
その他	11	17	79	64	3	3	32	-	206	415	1.6%		
計		126	112	195	169	30	17	172	2	697	1,520	6.0%	
その他の死亡		-	1	2	3	1	-	-	-	1	8	0.0%	
合計		4,525	3,053	5,639	1,321	322	211	1,196	19	9,026	25,312	100.0%	

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第4表 傷病区分別・職種別公務災害認定件数

	医 師 ・ 歯科医師	看 護 師	保 健 師 助 産 師	そ の 他 の 医 術 者	保 育 士 ・ 児 童 自 立 支 援 員 ・ 寄 宿 舎 指 導 員 等	船 員	電 話 交 換 手	調 理 員	道 路 補 修 員	教 育 公 務 員	警 察 官	消 吏	防 員	清 掃 業 務 員	そ の 他 の 職 員	合 計	構 成 比
負 傷	790	2,343	148	340	684	18	1	699	20	6,444	5,349	1,156	972	4,820	23,784	94.0%	
負傷による疾病	9	60	-	14	19	1	-	6	3	116	54	39	68	122	511	2.0%	
そ の 他 の 疾 病	67	234	9	38	11	-	-	10	1	81	139	132	92	195	1,009	4.0%	
そ の 他 の 死 亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	-	2	8	0.0%	
合 計	866	2,637	157	392	714	19	1	715	24	6,642	5,544	1,330	1,132	5,139	25,312	100.0%	
構 成 比	3.4%	10.4%	0.6%	1.5%	2.8%	0.1%	0.0%	2.8%	0.1%	26.2%	21.9%	5.3%	4.5%	20.3%	100.0%	-	
対 象 職 員 数	25,128	130,827	36,668	38,191	96,864	2,351	563	28,878	3,517	846,991	256,828	158,041	36,731	1,084,066	2,745,644	-	
千 人 率 ( 件 )	34.46	20.16	4.28	10.26	7.37	8.08	1.78	24.76	6.82	7.84	21.59	8.42	30.82	4.74	9.22	-	

(注) 対象職員は、総務省「地方公共団体定員管理調査結果」の職種別職員数による。  
ただし、清掃業務員については小部門別職員数による。

第5表 認定事由別・職種別公務災害認定件数

	医師 歯科医師	看護師	保健師・ 助産師	その他の 医療者 技術者	保育士・ 自立 児童 支援 専門 寄 宿 舎 指 導 員 等	船 員	電 話 交 換 手	調 理 員	道 路 補 修 員	教 育 公 務 員	警 察 官	消 防 官	清 掃 員	その 他 職 員	合 計	構 成 比
自己の職務遂行中	775	2,276	111	319	642	13	1	687	16	5,715	2,269	828	949	3,518	18,119	71.6%
訓練中	-	2	1	-	-	-	-	1	-	1	2,454	171	-	8	2,638	10.4%
担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	12	1	4	19	0.1%
出張中又は赴任途上	7	11	33	15	31	5	-	5	4	589	465	91	18	1,008	2,282	9.0%
出退勤途上 (公務上のもの)	4	39	2	3	6	-	-	3	-	40	47	35	1	97	277	1.1%
レクリエーション 参加中	-	5	-	3	2	-	-	-	-	54	4	9	1	142	220	0.9%
設備の不安全又は 管理上の不注意	1	1	-	-	1	-	-	3	-	5	3	-	1	7	22	0.1%
職務遂行に伴う怨恨	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	1	1	11	16	0.1%
その他	3	8	1	-	1	-	-	-	-	37	107	9	-	25	191	0.8%
計	790	2,343	148	340	684	18	1	699	20	6,444	5,349	1,156	972	4,820	23,784	94.0%
負傷による疾病	9	60	-	14	19	1	-	6	3	116	54	39	68	122	511	2.0%
職業病	1	6	-	-	1	-	-	-	-	2	5	1	-	2	18	0.1%
脳疾患	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	3	13	0.1%
心疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3	6	0.0%
精神疾患	-	1	-	-	1	-	-	-	-	5	2	2	-	12	23	0.1%
呼吸器疾患	6	48	1	7	-	-	-	-	-	1	26	18	1	13	121	0.5%
肝臓疾患	13	22	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	39	0.2%
胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	3	8	0.0%
食中毒	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.0%
その他の疾病 腰痛	-	19	-	3	5	-	-	2	-	29	17	37	7	30	149	0.6%
頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	0.0%
皮膚病	-	7	1	2	-	-	-	-	-	4	2	1	13	39	69	0.3%
眼疾患	10	28	-	4	-	-	-	3	-	9	-	3	38	30	125	0.5%
耳疾患	1	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	5	1	3	19	0.1%
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
その他	34	101	7	20	2	-	-	5	1	17	79	64	31	54	415	1.6%
計	66	228	9	38	10	-	-	10	1	79	134	131	92	193	991	3.9%
その他の死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	-	2	8	0.0%
合計	866	2,637	157	392	714	19	1	715	24	6,642	5,544	1,330	1,132	5,139	25,312	100.0%
構成比	3.4%	10.4%	0.6%	1.5%	2.8%	0.1%	0.0%	2.8%	0.1%	26.2%	21.9%	5.3%	4.5%	20.3%	100.0%	

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第6表 認定事由別・職種別公務災害発生割合（千人率）

	医 師	看 護 師	保 健 師・助 産 師	そ の 他 の 医 術 者	保 育 士・児 童 自 立 援 助 員・寄 宿 舎 指 導 員	船 員	電 話 交 換 手	調 理 員	道 路 補 修 員	教 務 員	警 察 官	消 防 員	清 掃 員	そ の 他 の 職 員	合 計	構 成 比
	歯 科 医 師															
自己の職務遂行中	30.8	17.4	3.0	8.4	6.6	5.5	1.8	23.8	4.5	6.7	8.8	5.2	25.8	3.2	151.8	79.3%
訓練中	-	0.0	0.0	-	-	-	-	0.0	-	0.0	9.6	1.1	-	0.0	10.7	5.6%
担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1%
出張中又は赴任途上	0.3	0.1	0.9	0.4	0.3	2.1	-	0.2	1.1	0.7	1.8	0.6	0.5	0.9	9.9	5.2%
出退勤途上 （公務上のもの）	0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	-	-	0.1	-	0.0	0.2	0.2	0.0	0.1	1.3	0.7%
レクリエーション 参加中	-	0.0	-	0.1	0.0	-	-	-	-	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.4	0.2%
設備の不安全又は 管理上の不注意	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	0.1	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.2	0.1%
職務遂行に伴う怨恨	-	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0%
その他	0.1	0.1	0.0	-	0.0	-	-	-	-	0.0	0.4	0.1	-	0.0	0.8	0.4%
計	31.4	17.9	4.0	8.9	7.1	7.7	1.8	24.2	5.7	7.6	20.8	7.3	26.5	4.4	175.3	91.6%
負傷による疾病	0.4	0.5	-	0.4	0.2	0.4	-	0.2	0.9	0.1	0.2	0.2	1.9	0.1	5.4	2.8%
職業病	0.0	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.1	0.1%
脳疾患	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	0.0	0.1	0.1%
心疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0%
精神疾患	-	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.1	0.0%
呼吸器疾患	0.2	0.4	0.0	0.2	-	-	-	-	-	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	1.1	0.6%
肝臓疾患	0.5	0.2	-	0.1	-	-	-	-	-	-	-	0.0	-	0.0	0.7	0.4%
胸腹部臓器疾患 （肝臓疾患除く）	-	0.0	-	-	0.0	-	-	-	-	0.0	0.0	-	-	0.0	0.0	0.0%
食中毒	-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0%
その他の 腰痛	-	0.1	-	0.1	0.1	-	-	0.1	-	0.0	0.1	0.2	0.2	0.0	0.9	0.5%
頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0%
皮膚病	-	0.1	0.0	0.1	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.5	0.3%
眼疾患	0.4	0.2	-	0.1	-	-	-	0.1	-	0.0	-	0.0	1.0	0.0	1.9	1.0%
耳疾患	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1%
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
その他	1.4	0.8	0.2	0.5	0.0	-	-	0.2	0.3	0.0	0.3	0.4	0.8	0.0	4.9	2.6%
計	2.7	1.8	0.2	1.0	0.1	-	-	0.3	0.3	0.1	0.5	0.8	2.5	0.2	10.6	5.5%
その他の死亡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.0%
合計	34.5	20.2	4.3	10.3	7.4	8.1	1.8	24.8	6.8	7.8	21.6	8.4	30.8	4.7	191.4	100.0%
対象職員数	25,128	130,827	36,668	38,191	96,864	2,351	563	28,878	3,517	846,991	256,828	158,041	36,731	1,084,066	2,745,644	

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。



第7表 職員区分別・団体種類別公務上死亡者数

(人)

職員区分	団体種類					一部事務等 組合	合計
	都道府県	指定都市	市・特別区	町	村		
義務教育学校職員	4	-	-	-	-	-	4
義務教育学校職員以外の教育職員	1	1	-	1	1	1	4
警察職員	6	-	-	-	-	-	6
消防職員	-	1	1	-	4	-	6
電気・ガス・水道事業職員	-	1	1	-	-	-	2
運輸事業職員	-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員	-	1	-	-	-	-	1
船 その他の職員	-	-	-	-	-	-	-
その他の職員	5	-	3	4	-	-	12
合計	16	4	5	5	5	-	35
構成比 (%)	45.7%	11.4%	14.3%	14.3%	14.3%	-	100.0%

第8表 認定事由別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

認定事由		職員区分									合計	構成比	
		義務教育学校職員	義務教育学校職員以外の教育職員	警察職員	消防職員	電気・ガス・水道事業職員	運輸事業職員	清掃事業職員	船員	その他の職員			
負傷	自己の職務遂行中	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.9%	
	訓練中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	担当外の職務遂行中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	出張中又は赴任途上	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	5.7%	
	出退勤途上 (公務上のもの)	1	1	-	1	-	-	-	-	-	3	8.6%	
	レクリエーション参加中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	設備の不安全又は 管理上の不注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	職務遂行に伴う怨恨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%	
計		1	1	1	3	-	-	-	-	-	6	17.1%	
疾病	公務上の負傷による疾病		-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.9%	
	職業病		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
	その他公務 起因性の明 らかな疾病	脳疾患	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	5.7%
		心疾患	2	1	-	-	-	-	-	-	1	4	11.4%
		精神疾患	1	-	2	-	-	-	-	-	5	8	22.9%
		呼吸器疾患	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	5.7%
		肝臓疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		胸腹部臓器疾患 (肝臓疾患除く)	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	5.7%
		食中毒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		腰痛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		頸肩腕症候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		皮膚病	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		眼疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
		耳疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
鼻疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%		
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	5.7%	
計		3	2	3	-	1	-	1	-	11	21	60.0%	
その他の死亡		-	1	2	3	1	-	-	-	1	8	22.9%	
合計		4	4	6	6	2	-	1	-	12	35	100.0%	

※「その他の死亡」は、公務上の負傷又は疾病によらない死亡をいう。

第9表 年齢段階別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

	義務 教育 学校 職員	義務 教育 学校 職員 以外 の 教育 職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道 事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その他 の職員	合計
19歳以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	1	-	1	4	-	-	-	-	-	6
30～39歳	2	-	4	1	-	-	-	-	4	11
40～49歳	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
50～59歳	1	4	1	1	1	-	-	-	5	13
60歳以上	-	-	-	-	1	-	1	-	2	4
合計	4	4	6	6	2	-	1	-	12	35

第10表 事故の型別・職員区分別公務上死亡者数

(人)

職員区分 事故の型	義務 教育 学校 職員	義務 教育 学校 職員 以外 の 教育 職員	警察 職員	消防 職員	電気・ ガス・ 水道 事業 職員	運輸 事業 職員	清掃 事業 職員	船員	その 他 の 職員	合計	構成比
墜落・転落	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2.9%
転倒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
激突	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	5.7%
飛来・落下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
崩壊・倒壊	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2.9%
激突され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
はさまれ・巻き込まれ	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2.9%
切れ・こすれ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
踏み抜き	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
おぼれ	-	-	1	1	-	-	-	-	-	2	5.7%
高温・低温の物との接触	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
有害物等との接触	-	-	-	-	-	-	1	-	1	2	5.7%
感電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
破裂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
交通事故	1	1	-	2	-	-	-	-	-	4	11.4%
動作の反動・無理な動作	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
故意の加害行為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
汚染血液による事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0%
その他	3	3	3	1	2	-	-	-	10	22	62.9%
合計	4	4	6	6	2	-	1	-	12	35	100.0%

第 1 1 表 交通事故による公務上死亡者数

	一般常勤職員数 (人) (4月1日現在) (A)	交通事故による 公務上死亡者数 (人・構成比) (B)	公務災害死亡率 (10万人当たり・人) (B) / (A) ×100,000
発生年度			
昭和 5 2	3,012,304	33 (31.7%)	1.10
5 3	3,065,674	29 (32.6%)	0.95
5 4	3,118,275	27 (32.9%)	0.87
5 5	3,167,744	34 (32.1%)	1.07
5 6	3,205,718	33 (45.8%)	1.03
5 7	3,224,815	35 (44.3%)	1.09
5 8	3,231,650	41 (50.0%)	1.27
5 9	3,230,740	46 (52.3%)	1.42
6 0	3,222,019	23 (32.9%)	0.71
6 1	3,217,016	24 (39.3%)	0.75
6 2	3,216,930	23 (43.4%)	0.71
認定年度			
6 3	3,215,470	28 (40.0%)	0.87
平成元年	3,218,752	21 (30.0%)	0.65
2	3,228,318	28 (35.9%)	0.87
3	3,241,911	18 (29.5%)	0.56
4	3,254,291	28 (40.0%)	0.86
5	3,270,841	26 (53.1%)	0.79
6	3,282,492	19 (27.1%)	0.58
7	3,278,332	29 (38.7%)	0.88
8	3,274,481	18 (31.0%)	0.55
9	3,267,118	24 (36.9%)	0.73
1 0	3,249,494	20 (32.8%)	0.62
1 1	3,232,153	10 (21.7%)	0.31
1 2	3,204,292	10 (23.3%)	0.31
1 3	3,171,532	14 (32.6%)	0.44
1 4	3,144,323	11 (24.4%)	0.35
1 5	3,117,004	10 (20.0%)	0.32
1 6	3,083,597	9 (18.0%)	0.29
1 7	3,042,122	9 (17.0%)	0.30
1 8	3,001,475	13 (24.5%)	0.43
1 9	2,954,712	12 (26.1%)	0.41
2 0	2,902,843	10 (21.7%)	0.34
2 1	2,858,654	4 (10.5%)	0.14
2 2	2,818,455	3 (9.4%)	0.11
2 3	2,792,448	8 (2.5%)	0.29
2 4	2,774,250	5 (9.8%)	0.18
2 5	2,757,942	5 (13.2%)	0.18
2 6	2,745,644	4 (11.4%)	0.15

(注 1) 昭和 62 年度までは発生年度による死亡者数、昭和 63 年度からは認定年度による死亡者数である。

(注 2) 昭和 52 年度から平成 22 年度までの公務上死亡者数は、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務災害(死亡)発生状況調査結果の概要」(昭和 53 年 3 月)、地方公務員災害補償基金「地方公務員の公務上死亡災害の発生状況」各年版による。

(注 3) 一般常勤職員数は、総務省(旧自治省)「地方公務員給与の実態」各年度版による(教育長も含む)。

(注 4) 平成 23 年度以降の交通事故による公務上死亡者数は東日本大震災起因のものを含む。

(注 5) 「交通事故による公務上死亡者数」欄の( )書は、全公務上死亡者数に占める交通事故による死亡者数の構成比率である。

(注 6) 公務災害死亡率(10 万人当たり・人)は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出した。

第12表 職員区分別・勤務態様別交通事故による公務上死亡者数

(人)

職員区分	勤務態様	職務遂行中	訓練研修中	出張中	宿・日直勤務中	通勤途上	その他	合計
義務教育学校職員		-	-	-	-	1	-	1
義務教育学校職員以外の教育職員		-	-	-	-	1	-	1
警察職員		-	-	-	-	-	-	-
消防職員		-	-	1	-	1	-	2
電気・ガス・水道事業職員		-	-	-	-	-	-	-
運輸事業職員		-	-	-	-	-	-	-
清掃事業職員		-	-	-	-	-	-	-
船の他職員		-	-	-	-	-	-	-
その他の職員		-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	1	-	3	-	4

## 5 分類項目区分

### (1) 職員区分別

分類項目	説明等
義務教育学校職員	市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、市町村立学校職員給与負担法第1条により都道府県がその給与を負担しているものをいう。
義務教育学校職員以外の教育職員	次の①から④までに掲げる職員（船員を除く）をいう。 ①教育委員会事務局の職員（教育長及び小学校・中学校の用務員、給食センター職員など市町村教育委員会所属職種を含む） ②教育委員会の所管する高等学校その他の公立学校の教職員 ③教育委員会の所管する公立学校以外の教育機関の職員 ④公立大学（短期大学を含む）の教職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く）をいう。
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員をいう。
電気・ガス・水道事業職員	電気・ガス・水道事業、工業用水事業及び公共下水道事業等に従事する職員をいう。 なお、水道事業には、簡易水道事業を含むものである。
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいう。
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員をいう。
船員	船員法第1条に規定する船員である職員をいう。
その他の職員	前各号に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

### (2) 職種別

分類項目	説明等
医師・歯科医師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
看護師	看護師のほか、准看護師をいう。大学附属病院、警察病院、消防署等に勤務する者を含む。
保健師・助産師	大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。
その他の医療技術者	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の資格を有するもの又は診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師以外の病理細菌技術職員、理学療法士以外の理学療法技術職員、作業療法士以外の作業療法技術職員、視能訓練士以外の視能技術職員もしくはあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師で、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。 なお、看護補助員は「その他職種」として取り扱う。
保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等	次の①から③までに掲げる職員をいう。 ①保育士の資格を有するもので、現に保育所・社会福祉施設等に勤務する者。 ②児童自立支援専門員・児童生活支援員の資格を有するもので、現に児童自立支援施設・児童家庭支援センターに勤務する者。 ③現に社会福祉施設及び特別支援学校に勤務する寄宿舎指導員等。
船員	船員法第1条に規定する船員のほか、同条第2項各号に規定する船舶に乗り込む船員をいう。
電話交換手	公立学校、警察等に勤務する者を含む。
調理員	学校調理員のほか、社会福祉施設、病院等の調理員をいう。
道路補修員	有料道路の補修員を含む。

分類項目	説明等
教 育 公 務 員	教育公務特例法第2条に規定する者をいう。具体的には、公立学校の学長・校長（園長を含む）、教員（教授・准教授・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師）、部局長（大学の副学長・学部長等）、教育委員会の教育長、専門的教育職員（指導主事及び社会教育主事）であり、派遣社会教育主事及び社会教育主事補も含まれる。 なお、学校事務職員は「その他の職種」として取り扱う。
警 察 官	警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち警察官である常勤の職員をいう。 なお、道路交通法第114条の4の交通巡視員は「その他の職種」として取り扱う。
消 防 吏 員	常勤の消防団員を含む
清 掃 業 務 員	廃棄物処理及び清掃に関する法律第2条第2項の一般廃棄物（ゴミ、し尿）の収集・運搬・処理に関するものに従事する職員（清掃事業の現場の職員に限る）をいう。 従って、処理施設のオペレーターはこれに該当するが、会計事務・計量事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は、これに該当しないものである。 即ち、総務省「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」に係る大部門「衛生」、中部門「清掃」、小部門「ごみ収集」・「ごみ処理」・「し尿収集」及び「し尿処理」に該当する者である。
そ の 他 の 職 種	前記に掲げる職員以外のすべての職員をいう。

### (3) 事故の型別

分類項目	説明等
墜 落 ・ 転 落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合も含む。車両系機械等とともに転落した場合も含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合は感電に分類する。
転 倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合で、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械等とともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合は感電に分類する。
激 突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって停止物又は動いている物にあたった場合をいい、機械の部分、ドア、バックネットに人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械等とともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛 来 ・ 落 下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。野球のボール、切断片等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器などの破裂によるものは破裂に分類する。
崩 壊 ・ 倒 壊	堆積した物（灰等を含む）足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった看板などが倒れた場合、落盤、なだれ、地滑り等の場合を含む。
激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊、を除く、物が主体となって人にあたった場合をいう。構内などにおいて自動車にぶつけられた場合、動いている機械の部分等があたった場合を含む。交通事故は除く。
は さま れ ・ 巻 き 込 ま れ	物に挟まれる状態及び巻き込まれる状態で、つぶされ、ねじられ等をいう。構内などにおいて自動車にひかれた場合、自動車と壁に挟まれた場合を含み、その他の交通事故は除く。
切 れ ・ こ す れ	こすられた場合、こすられた状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏 み 抜 き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、ストレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は、墜落に分類する。
お ぼ れ	水中は墜落しておぼれた場合を含む。



分類項目	説明等
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下に曝露された場合を含む。 【高温の場合】火災、アーク、溶接状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業中の熱症等高温環境下に曝露された場合を含む。 【低温の場合】冷凍庫内等低温の環境下に曝露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症及び高気圧、低気圧等有害環境下に曝露された場合をいう。有害物等には、病原菌・細菌を含まない。 (これらに感染・死亡した場合は「その他」に分類する)
感電	帯電体にふれ又は放電により、人が衝撃を受けた場合をいう。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であっても、ここに分類する。
破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
火災	火によるものをいう。爆発によるものを除く。 【起因物との関係】危険物の火災においては、危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては、火源となったものを起因物とする。
交通事故（道路）	交通事故のうち、道路交通法適用の場合をいう。
交通事故（その他）	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというような身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動等が起因して、筋をちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
故意の加害行為	未必の故意による加害行為を含む。
汚染血液による事故	針刺し事故等をいう。
その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

#### (4) 起因物別

大分類	中分類	説明等
動力機械	建設用等機械	①トラクター系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回しない構造のもので、ブルドーザー、トラクターショベル等をいう。 ②ショベル系機械 作業装置部分が走行装置部分（台車）に対して旋回できる構造のもので、パワーショベル、バックホー、クラムシエル、ドラグライン等をいう。 ③くい打機及びくい抜機 移動式クレーンにくい打ち用及びくい抜き用アタッチメントを装置したものを含む。 ④その他 上記に分類されない締固め機械、せん孔機械、トンネル掘進機、コンクリート機械、舗装機械、道路維持除雪機械、ロッカーショベル等をいう。
	動力クレーン等	クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベータ、リフト、揚貨装置（船舶）、ゴンドラ、機械集材装置、運材索道、ホイスト、モータブロック、ウィンチ、ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリーコンベア等をいう。

大分類	中分類	説明等
動力機械	その他の動力機械	<p>①原動機 電動機、発電器、蒸気機関、蒸気タービン、内熱機関、水車等をいう。</p> <p>②動力伝導機構 回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。</p> <p>③木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤、ルータ、木工スライス盤、ほぞ取り盤、木工旋盤、木工ボール盤、チェンソー、角のみ盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。</p> <p>④一般動力機械 旋盤、ボール盤、研削盤、パフ盤、プレス機械、シャー、鍛圧ハンマ、遠心機械、混合機、粉碎機、ロール機、紙加工機械、印刷製本機械、食品機械、農業用機械、射出成形機、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。</p>
交通手段	乗用車	
	バス	
	鉄道車両	
	バイク	原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
	自転車	
	トラック等	消防自動車、ごみ収集トラック、フォークリフト、トレーラ、ローリー、ミキサー車を含む。
注射針等	その他の交通手段	航空機、船舶を含む。
装置等	装置、設備	<p>①圧力容器 ボイラー、加熱器、蒸着器、スチームアキュムレータ、圧縮空気タンク、酸素ポンプ、熔解アセチレン容器等をいう。</p> <p>②化学設備 圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分離器、貯蔵タンク等をいう。</p> <p>③熔接装置 ガス熔接装置、アーク熔接装置、その他の熔接装置をいう。</p> <p>④炉釜等 煮沸槽、煮釜、乾燥設備等を含む。</p> <p>⑤電気設備 引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱等、変電器、コンデンサー、開閉器具、照明設備、ハンドランプ等をいう。</p> <p>⑥その他の装置、設備 冷凍設備、集じん装置、槽、ガストーブ等の什器</p>
	人力機械工具等	<p>①人カクレーン等</p> <p>②人力運搬機 自転車、こね車、一輪車等をいう。</p> <p>③人力機械 手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。</p> <p>④手工具 ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、つるはし、手のこ、とび口等をいう。</p>

大分類	中分類	説明等
装置等	人力機械工具等	⑤はしご等 作業面としてのはしご、脚立、踏台等を含む。 ⑥玉掛用具 玉掛用ロープ、チェーン等をいう。 ⑦その他 ロープ、万力、パレット等をいう。
仮設物、建築物、構築物等	仮設物、建築物、構築物等	①足場 ②支保工 ③階段、栈橋 ④開口部 主として作業面としての分類である。 ⑤屋根、はり、もや、けた、合掌 ⑥作業床、歩み板 ⑦通路 主として作業面としての分類である。 ⑧建築物 木造、鉄骨造、鉄筋鉄骨コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。 ⑨構築物 えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ピン、ピット、溝等をいう。
物質等	危険物・有害物等	①爆発性の物等 ②引火性の物 ③可燃性のガス ④有害物 ⑤放射線
	材 料	①金属材料 ②木材、竹材 ③石・砂・砂利 ④ガラス・陶磁器等
	荷	①荷姿のもの コンテナ、箱物、袋物、ドラム缶等特定の荷姿の物をいう。運搬のため束ねた物を含む。 ②機械装置 特定の荷姿の物を除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
環境等	地 山 ・ 岩 石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは除く。
	立 木 等	伐倒木を含む。
	水	海、川、池等の水をいう。
	異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境、その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。
	高温・低温環境等	高温又は低温の作業環境をいう。
	動物	犬噛み等
	風 雪	雪上での滑り事故等
その他	上記に分類されない植物等をいう。	
人間	その他の起 因 物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	起 因 物 な し	過労による循環器系疾患、その他の疾患の発症はここに分類する。



一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 調査研究課

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目2番地

垣見麹町ビル3階

TEL 03-3230-2021

FAX 03-3230-2266

URL <http://www.jalsha.or.jp>

一般財団法人 全国市町村振興協会助成事業